

ディスクロージャー誌

## アニコム損害保険の現状

2008



日頃より、アニコム損保をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。  
当社の経営方針・事業概況・財務状況などについて皆様にご理解いただきたく、  
「アニコム損害保険の現状 2008」を発行いたしました。  
本誌が、当社をご理解いただく一助として、皆様のお役に立てば幸いに存じます。

※本誌は「保険業法第111条」および「同施行規則第59条」に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

## アニコムグループ経営理念

# ani + com = anicom

アニコムグループは、それぞれの命が持つ個性の違いを互いに尊重しあい、  
分業協力することで、世界中に「ありがとう」を拡大します。



アニコムグループでは、社名に掲げた

「ani(命)+communication(相互理解)=∞(無限大)」を企業活動の根源にすえています。

命あるものがお互いに理解し、ともに一つの目的に向かって力を合わせることで、

これまで不可能と思われていたことが可能になると考えているからです。

私たちはペット保険事業を柱にこの無限大の価値創造力を活かし、「ありがとう」を拡大します。

### グループ経営方針

#### 1. オープン・マネジメント

■アニコムグループは、オープンで、「対話のできる法人」を目指します。  
組織が大きくなるにつれて、ステークホルダーの皆様の声は、法人に届きにくくなりがちです。アニコムグループでは、ステークホルダーの皆様から「見える」「話せる」と実感していただける「対話のできる法人グループ」を目指してオープン・マネジメントを推進していきます。

#### 2. マーケットアウト・マネジメント

■アニコムグループは、常にお客様の視点に立って、新しい価値の創造に努めます。  
アニコムグループは、真にお客様の視点に立ち、お客様の求めるサービスを創り出す、マーケットアウト(お客様の真のニーズにお応えすること)を意識することで、常に柔軟な経営を徹底し、お客様の願いを実現し新しい価値を創造することに努めます。

#### 3. ロールプレイング・マネジメント

■アニコムグループは、個々に与えられた役割(ロール)を最高に演じる(プレイング)ことで、個人と組織の飛躍的成長を促進します。  
アニコムグループは、個々と組織の役割を明確にし、その役割を役者のごとく最高に演じることで、何事にも果敢に挑戦し続け、常に新たなスキルを吸収し、飛躍的な成長を促進させる経営を実践します。



## シンボルマーク

「はっば」のシンボルマークは、4枚のハート型のはっばで構成されています。ハート型でアニコムグループの理念である「命」を連想させるとともに、4枚のはっばをつなぐことで、分業協力する「命」の姿を表しています。色は、「命」をイメージする植物の芽の色、アニコムライトグリーンを配しています。

## アニコム損保の経営方針

私たちアニコム損保は、ペット保険を通じて、飼い主の皆様の「涙」を減らし、「笑顔」を生み出す保険会社を目指します。

家族であるどうぶつがケガや病気をして喜ぶ飼い主はいません。つまり、ケガや病気で保険金をお受け取りになられることは、飼い主の皆様が『涙』を流していることを意味します。

アニコム損保では、保険金支払データの分析を通じて、どうぶつがケガをしない、病気にならないための情報の提供など、飼い主の皆様の『涙』を減らし、『笑顔』を生み出す保険会社を目指して、グループをあげてケガや病気の予防促進に取り組んでまいります。

会社概要・沿革	02
トップメッセージ	03
トピックス	04

## I 経営について

1. アニコムグループ概要	06
2. アニコムグループ 中期経営VISION 2010	08
3. 2007年度の事業概況	09
4. 内部統制システムの構築	10
5. コーポレート・ガバナンス	12
6. 勧誘方針	13
7. 法令等の遵守	14
8. リスク管理	16
9. 情報管理	19
10. 募集制度	23
11. 「お客様の声」への対応	25

## II アニコム損保の業務について

1. 保険のしくみ	28
2. 取扱商品	29
3. 約款について	30
4. 保険金のお支払いについて	31
5. 各種サービスについて	34

## III コーポレートデータ

1. 株式の状況等	36
2. 会社の組織	38
3. 役員状況	40
4. 従業員の状況	42

## IV 業績データ

IV-1 主要な業務に関する事項	
1. 代表的な経営指標	44
2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	45
3. 業務の状況を示す指標	46
IV-2 財産の状況	
1. 計算書類	53
2. リスク管理債権	58
3. 債務者区分に基づいて区分された債権	58
4. ソルベンシー・マージン比率	59
5. 時価情報	60
6. 会計監査および代表者による財務諸表に関する確認書	62

損害保険用語の解説	63
-----------	----

# 会社概要

(2008年7月1日現在)

社名(英文社名)	アニコム損害保険株式会社 (Anicom Insurance, Inc.)
代表取締役社長	小森 伸昭
設立年月日	2006年1月26日 (アニコム インシュアランス プランニング株式会社として設立)
開業日	2008年1月10日
本社所在地	〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F
電話番号	03-5348-3777
資本金	35億円
株主	アニコム ホールディングス株式会社(100%)
事業内容	損害保険業

## 沿革

2006年1月	アニコム インシュアランス プランニング株式会社 設立
2007年12月	金融庁より損害保険業免許取得 アニコム損害保険株式会社へ商号変更
2008年1月	ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」販売開始(4月1日以降保険責任開始契約)
2008年4月	ペット保険「どうぶつ健保」補償開始

# トップメッセージ

2006年1月26日に準備会社のアニコム インシュアランス プランニング株式会社として設立した当社は、おかげさまで保険業法第3条に基づく損害保険業免許を取得し、2008年1月10日に開業いたしました。まずは、開業に至るまでご支援・ご協力を賜りました関係各位に、心より厚く御礼申し上げます。

日本では、人の健康保険制度が確立されており、安心して医療を受けることができる環境が整っています。こうした安心できる医療環境を「家族の一員であるどうぶつにも提供していきたい」という願いから、当社のペット保険が誕生いたしました。今後は、ペット保険のリーディング・カンパニーとして、ペット保険の認知度の向上と普及拡大に注力してまいります。

2007年度の事業報告といたしましては、2008年1月10日に開業後、2008年4月1日以降に保険責任が開始となる保険契約の募集を進めてまいりましたため、保険引受収益は発生しておりません。一方で、保険会社としてコンプライアンスを遵守した業務遂行を徹底できるよう、社内外の体制整備に注力してまいりました。全役職員を対象とした研修の実施はもとより、ペットショップ代理店へのキャッシュレス・ペーパーレスでの保険募集システムの導入および勉強会の実施など、コンプライアンスの徹底と効率的な業務運営を両立させる仕組みの構築を進めています。

当社を含むアニコムグループでは、「オープン・マネジメント」「マーケットアウト・マネジメント」「ロールプレイング・マネジメント」をグループ経営方針に掲げ、当社ホームページに書き込み自由な掲示板を設置するなど、常にオープンでお客様の視点に立った、新しい価値の創造に努めてまいります。

「ペット保険の提供を通じて、飼い主の皆様の『涙』を減らし、『笑顔』を生みだす保険会社を目指す」という経営方針に基づき、保険金支払データを分析し、その結果をお客様へお伝えしてケガや病気の予防につなげていただくなど、お客様の笑顔を生みだす取り組みを進めてまいります。

今後も、お客様から信頼いただける会社であるよう、役職員一同引き続き尽力してまいります。どうか末永くご愛顧賜りますよう何とぞ宜しくお願い申し上げます。

2008年7月

アニコム損害保険株式会社  
代表取締役社長

小森 伸昭



# トピックス

現  
状

## カードサイズの診療記録簿

ペット保険の被保険者様が「どうぶつ健保」対応病院にてどうぶつに治療を受けさせた際に、窓口で提示していただく「診療記録簿」です。携帯に便利なカードサイズでお届けします。「診療記録簿」は、カード表面に、ご契約いただいたどうぶつの写真が表示されており、契約どうぶつの確認をすることができます。

カード裏面には、通院、入院、手術の項目ごとにペット保険を利用した日付を記録し、利用日数(回数)が確認できる記録欄を設けました。

携帯しやすいカードサイズですので、緊急時や旅行先でも、安心してペット保険をご利用いただけます。



## アニコム損保のイメージキャラクターとして森迫 永依さんを起用

アニコム損保のイメージキャラクターとして、実写版『ちびまる子ちゃん』で主役のまる子ちゃんを演じ人気となった森迫 永依さんを起用いたしました。

森迫 永依さんの親しみやすい笑顔で、アニコム損保のペット保険がより親しみやすいものになるよう、普及活動を推進してまいります。



## キャッシュレス・ペーパーレスの保険募集システム「エコまるくん」スタート

ペットショップ代理店において、募集コンプライアンスの遵守を徹底するため、キャッシュレス・ペーパーレスで保険申込ができる当社独自のシステム「エコまるくん」を開発しました。

「エコまるくん」では、募集人の顔写真を表示して、募集人以外の方による保険募集を防止するとともに、お客様の申込意思をWEB上で必ず確認する仕組みとし、お客様のご意向に沿わない保険申込を防止します。また、クレジットカードあるいは金融機関のキャッシュカード決済(\*)を採用し、保険料の収受管理に伴う代理店の業務を省力化するとともに、申し込みをペーパーレスで行うことで、個人情報の管理も万全に行うことができます。

アニコム損保では、今後もコンプライアンスのさらなる徹底に注力してまいります。

\*コンビニエンスストアでのお支払いも選択いただけます。



## 2008年4月1日にアニコム損保ホームページをリニューアルオープン

2008年4月1日に、アニコム損保の補償がスタートすると同時に、ホームページをリニューアルオープンしました。

対応病院の検索や、診療記録簿へ添付する写真データの受付、保険料の自動計算等ができるようになったと同時に、デザインも一新しました。

お客様をはじめ、ホームページをご覧になる皆様にとって、より利用しやすいサイトとなるよう、今後も改善を続けてまいります。

<http://www.anicom-sompo.co.jp/>





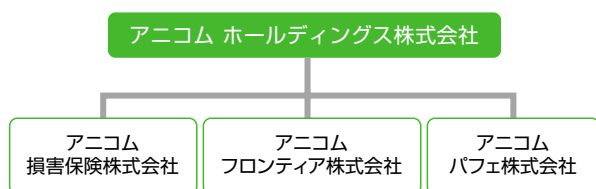
# 経営について

1. アニコムグループ概要	06
2. アニコムグループ 中期経営VISION 2010	08
3. 2007年度の事業概況	09
4. 内部統制システムの構築	10
5. コーポレート・ガバナンス	12
6. 勧誘方針	13
7. 法令等の遵守	14
8. リスク管理	16
9. 情報管理	19
10. 募集制度	23
11. 「お客様の声」への対応	25

# 1. アニコムグループ概要

## (1) アニコム ホールディングスの概要

アニコム ホールディングス株式会社は、保険業法第271条の18に基づく保険持株会社であり、アニコム損害保険株式会社を中核とした、グループ全体の経営戦略・経営計画の立案をはじめ、子会社の経営管理を担っています。各社の付加価値創出力を極限まで高めることで、グループ全体の無限大の価値創造を具現化することを目指しています。



### ■アニコム ホールディングス株式会社の概要

(2008年7月1日現在)



社名 アニコム ホールディングス株式会社  
(英文社名) (Anicom Holdings, Inc.)  
(2008年6月アニコム インターナショナル株式会社より商号変更)

代表取締役社長 小森 伸昭

設立年月日 2000年7月5日  
(株式会社ビーエスピーとして設立)

本社所在地 〒161-0033  
東京都新宿区下落合1-5-22  
アリミノビル2F

電話番号 03-5348-3911

資本金 33億4,623万円

従業員数 13名

事業内容 子会社の経営管理

## (2) グループ会社の概要

※アニコム損保の概要は2ページをご参照ください。

### ■アニコム フロンティア株式会社の概要

(2008年7月1日現在)



アニコム損保が提供するペット保険の事務受託を通じて、その普及拡大を支え、どうぶつと人が笑顔で生活できる環境づくりに貢献してまいります。

社名 アニコム フロンティア株式会社  
(英文社名) (Anicom Frontier, Inc.)

代表取締役社長 永光 良介

設立年月日 2005年2月25日

本社所在地 〒161-0033  
東京都新宿区下落合2-3-18 SKビル5F

電話番号 03-6863-0057

資本金 1,000万円

従業員数 67名

株主 アニコム ホールディングス株式会社  
(100%)

事業内容 ・保険会社、特定保険業者の事務受託業務  
・生命保険募集、損害保険代理業

### ＜ペット保険等事務受託業務＞

事務業務のシステム化や効率化を進めてコストを削減し、新しい保険会社グループの一翼を担っています。「正確に、ミスなく、スピーディーに」を常に追求し、保険会社のオペレーションを支えています。





### <生命保険募集、損害保険代理業>

お客様との対話を通じて、お客様のニーズにあった保険をご提供することを重視しています。各種の保険をご用意し、お客様の「あんしん」をサポートしてまいります。



### <システム業務>

動物病院向けカルテ管理システム「アニコムレセプター」は、患者情報から会計管理まで、病院業務全般をサポートするオールインワンシステムです。インフォームドコンセントにも活用され、動物病院からだけでなく飼い主の皆様からも高い評価をいただいています。



### ■アニコム パフェ株式会社の概要

(2008年7月1日現在)



各種メディアの発行や、動物病院の支援などを通じて、ペットの飼い主様と動物病院とのコミュニケーションを促進し、「どうぶつと人の、笑顔と感謝いっぱいの健康生活」を応援してまいります。

### <出版、健康促進業務>

20~30代女性向けペットとの暮らしの癒しスポット検索サイト『パフェスポット』、動物病院で配布されるミニマガジン『読むワクチン・PAFE Doc+hon(パフェ読本)』、言葉を持たないペットの一生をサポートする『どうぶつ母子手帳』などを通じて、ペットの健康をサポートしています。



社名	アニコム パフェ株式会社
(英文社名)	(Anicom Pafe, Inc.)
代表取締役社長	島村 麻子
設立年月日	2004年12月24日
本社所在地	〒161-0033 東京都新宿区下落合 1 - 5 - 22 アリミノビル 2F
電話番号	03-5348-3773
資本金	1,000万円
従業員数	12名
株主	アニコム ホールディングス株式会社 (100%)
事業内容	・システム業務 ・出版、健康促進業務

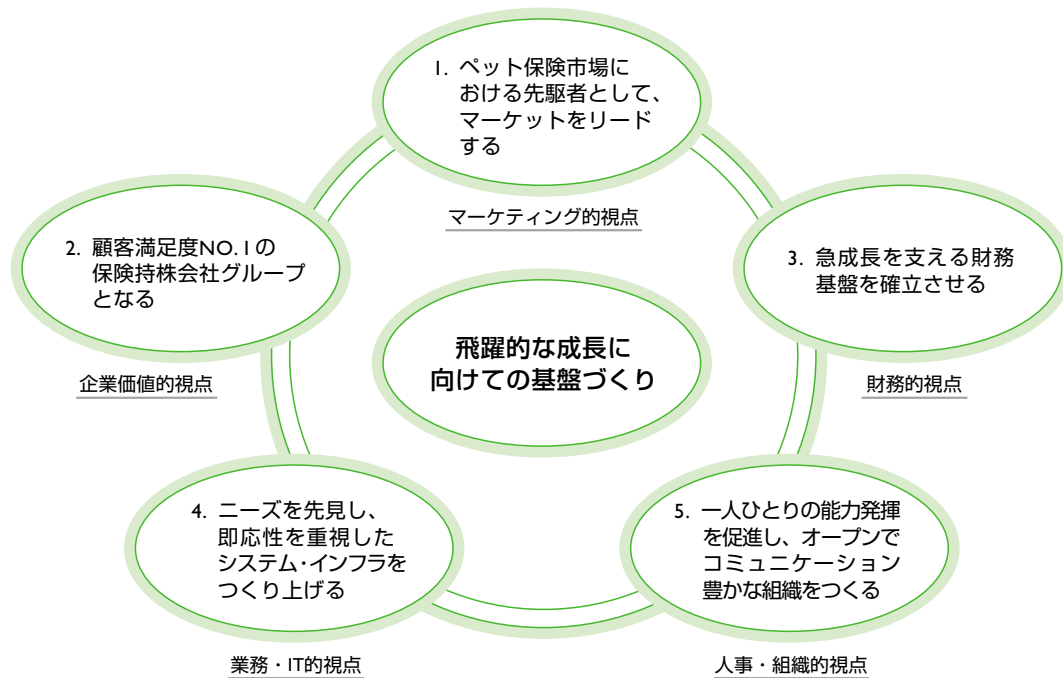
## 2. アニコムグループ 中期経営VISION 2010

### 中期経営VISION 2010の概要

アニコムグループは創業当初より、ペット保険のフロントランナーとして、ペット保険の普及のみならず、ペット業界全体の活性化に努めてまいりました。その結果、当社が提供するペット保険は、全国の動物病院、ペットショップの皆様との提携により“どうぶつ健康保険制度”として認知されつつあります。

2008年度がアニコム損保の実質的な創業期となることを踏まえ、引き続き、ペット保険を通じたペット市場における社会的インフラの構築を推進するとともに、アニコムグループの「飛躍的な成長を遂げるための基盤づくり」を目指して、2010年をターゲット年度とした、アニコムグループの中期経営VISION(めざすべき姿)を「マーケティング的視点」「企業価値的視点」「財務的視点」「業務・IT的視点」「人事・組織的視点」の5つの視点から策定しております。バランスの良い組織成長と競争優位性の確保に向け、グループ全社をあげてその実現に取り組んでまいります。

#### グループ 中期経営VISION 2010



# 3. 2007年度の事業概況

## (1) 事業の経過

当社は、2006年に準備会社を設立以降、保険業法第3条に基づく損害保険会社免許の取得、および開業に向けた社内態勢の構築を進めてきました。2007年12月26日に免許を取得、2008年1月10日に営業を開始し、同年4月1日以降に保険責任が開始となる保険契約の募集をスタートしました。主に、特定保険業者anicomの「動物健康保障共済制度」のご加入者様に対し、同年4月以降に満期となる方へ順次当社の保険をご案内し、当社への切替を推進しています。

## (2) 2007年度の業績

経常収益は、当期中に保険責任を有する契約を販売していないことから、保険引受収益は計上しておりませんが、資産運用収益により25百万円となりました。一方、営業費および一般管理費602百万円、その他経常費用30百万円を計上しておりますが、保険業法第113条に基づき事業費を528百万円繰延べたため、経常費用は104百万円となりました。この結果、経常損失は78百万円となり、さらに特別損失、法人税および住民税を控除し、当期純損失は90百万円となりました。

## (3) 対処すべき課題

当社は、ペット保険のマーケットリーダーとして、ペット保険の普及に向けた啓蒙活動を推進し営業基盤の強化を図るとともに、商品内容の改善やサービス品質のさらなる向上に取り組んでまいります。

さらに、一般的な予防情報や、品種・年齢に応じた個別具体的な予防情報の提供などによるペットの健康促進活動の強化を社会的な使命として認識しており、グループ会社とも連携して対応していきます。

「ペット保険の提供を通じて、飼い主の皆様の『涙』を減らし、『笑顔』を生みだす保険会社を目指す」という当社の経営方針の実践に向け、2008年度は次の3つのVISIONを掲げ、お客様の期待を超えるサービスを継続して提供できる組織づくりを進めます。

①コンプライアンス遵守・内部統制システムを通じた業務の健全性を実現する

②マーケット拡大に向けた営業基盤を確立する

③社員一人ひとりの能力発揮を実現する舞台を創出する

従前より、保険会社としてコンプライアンスを遵守した業務運営が徹底できるように、各種業務マニュアル・フローの策定、システム開発、社員教育を実施してきました。開業直前である2007年12月下旬には、関連法令および商品内容、契約事務の概要、保険金支払業務の概要、コンプライアンスの重要性などについて、全役職員を対象にした研修を実施しました。さらに、社内ネットワークを利用し研修内容やコンプライアンスに関する理解度テストを50回以上にわたり実施し、周知徹底をはかってきました。

募集コンプライアンスの徹底をはかるため、ペットショップ代理店でキャッシュレス・ペーパーレスにより保険募集を完結できるシステムを導入し、コンプライアンス違反が発生しないための仕組みづくりに取り組んでいます。

対応病院については、窓口精算時に契約の有効性確認を事前に実施することとし、WEBや電話による自動応答での有効性確認システムを導入し、適正な保険金支払いを実行するための体制強化をはかっています。

また、コンプライアンス・リスク管理委員会や保険金適正支払委員会、業務品質向上委員会による業務遂行状況の確認や改善を定期的実施することで、不適正な業務が発生しないようにするなど、経営管理(ガバナンス)態勢、およびコンプライアンス遵守の態勢をさらに強化してまいります。

契約者保護、利便性の向上については、「天使の涙(苦情)」やお客様の声を真摯に受け止め、マーケットアウト委員会において業務内容やサービス内容を見直すこととしています。また、ホームページ上には「顧客WEB」を設置し、契約者ごとに契約内容の確認や保険金請求書類の出力が可能となっています。今後は契約の申し込みや異動手続きもホームページ上で完結できるように改善を予定しており、お客様の利便性向上とともに業務の効率化をはかり、事業費率の圧縮をはかることとします。

## 4. 内部統制システムの構築

会社法および会社法施行規則に定める、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、以下の基本方針を取締役会において決議しています。

当社は、本方針に従って内部統制システムを適切に構築し、運用しています。

### 内部統制システムの体制整備に関する取締役会決議

#### (1) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①「コンプライアンス基本方針」、「情報セキュリティ管理基本方針」等の規程を制定し、事業活動と研修等においてコンプライアンスを最重視するという基本姿勢を全役職員に対し、周知・徹底する。
- ②各種契約書・社外宛文書の事前点検や、「苦情」への対応方針等につき社内ルールを定めて周知をはかるほか、その遵守状況等について、内部監査室とコンプライアンス・リスク管理部がモニタリングする体制を構築する。
- ③コンプライアンス推進体制については、「コンプライアンス・リスク管理委員会」（委員長は社長）を開催して重要事項を審議するほか、コンプライアンス行動規範遵守状況等を把握・チェックし、その結果を取締役会に報告する。
- ④当社の役職員が、コンプライアンス上の疑義を発見した場合には、通常の報告ルート以外に、社内外のホットラインを活用できる体制とする。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①「文書管理規程」の中で、取締役の職務執行に係る情報をはじめ各種の情報、文書、議事録等のルールを定め、適切に保存・管理する。
- ②法定備置書類をはじめとする重要な書類・文書・情報等については、常時閲覧・謄写可能な体制とする。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①事業運営上の「リスク」については、「リスク管理方針」や「統合的リスク管理方針」をもとに、リスクカテゴリーごとに分類して定義・体系化する。各リスクごとの主管部署が中心となって所管リスクを日常的・継続的に管理するとともに、統括部署であるコンプライアンス・リスク管理部がリスク管理の状況や実態を把握・チェックする体制とする。
- ②「コンプライアンス・リスク管理委員会」を定例開催し、当社におけるリスク管理に関する重要事項を審議するとともに、体制整備の進捗状況や適切性について、その結果を取締役会に報告する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規則」および「職務責任権限規程」等により、重要事項の決定基準、取締役の職務分掌、権限範囲を明らかにするとともに、効率的に業務が遂行されるように組織機構を整備する。また、執行役員を選任して特定業務についてその執行を委任する。
- ②グループ中期経営VISIONおよび年度計画を策定し、達成状況の確認を通じて取締役は所管業務の執行につき多面的な検討を行い、取締役会等に報告する。

(5) 当社ならびにその親会社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①「コンプライアンス行動規範」を定め、全役職員の遵法意識の醸成をはかるとともに、「コンプライアンス基本方針」、「リスク管理方針」、「統合的リスク管理方針」および「情報セキュリティ管理基本方針」等を制定し、その徹底をはかる。
- ②内部管理態勢が有効・適切に機能しているか否かについては、内部監査室とコンプライアンス・リスク管理部が、実態を把握して、その結果を取締役に報告する。

(6) 監査役監査に関する体制

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
 監査役に監査役会事務局を設置するとともに、「監査役会規則」に基づき、監査役を補助する専任の使用人（以下、補助使用人という）を配置する。
- ②補助使用人の取締役からの独立に関する事項  
 「監査役会規則」に基づき補助使用人の人事異動、評価、懲戒処分等については監査役会の同意を得ることとする。また補助使用人は、その職務の執行に関して、監査役の指揮命令のみに服することとする。
- ③取締役および補助使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する事項
  - (a) 取締役会・経営会議等において、取締役から業務の執行状況についての報告、また監査役から取締役への意見開示が、適時行われる体制とする。また、代表取締役との定期的な会合として経営審議会を開催し、情報の共有と意見の交換を行う。
  - (b) 監査役は、コンプライアンスやリスク管理をはじめとする重要事項については、内部監査室、コンプライアンス・リスク管理部、経営企画部等から、日常的・継続的に報告を求めることとする。
- ④その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 各部署の責任者あるいは担当者は、監査役の求めに応じて業務執行に関する報告を行う。
  - (b) 監査役は、取締役に対して重要事項の報告を求めるなど、取締役との連携を密にし、効率的な監査を行う。

# 5. コーポレート・ガバナンス

## コーポレート・ガバナンス体制

当社は、グループの経営理念および経営方針に沿って、すべてのステークホルダーに対して社会的責任を果たしていくことを通じて、企業価値を高めてまいります。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

### (1) 取締役会・取締役

#### ①役割

取締役会は、当社の方針、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する責務、適切な内部統制態勢を構築する責務を負います。さらに取締役会は、中期経営VISIONや各種基本方針を決定するなどの機能を有します。

各取締役は、取締役会がこれらの責務・機能を十分に発揮できるよう努めます。

#### ②構成

取締役会の構成取締役数は、8名以内とします。

#### ③任期

取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとします。

### (2) 監査役会・監査役

#### ①役割

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、当社の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的とし、取締役の職務の執行を監査します。監査の実施にあたっては、監査役会で定めた監査役会規則、監査役監査基準、監査方針、監査計画等に従い、質の高い監査を実施するよう努めます。

#### ②構成

監査役会の構成監査役数は、5名以内とします。このうち半数以上を社外監査役とします。

#### ③任期

監査役の任期は4年とし、再任を妨げないものとします。

### (3) 会計監査人

会計監査人(外部監査人)として、あらた監査法人が選任されており、会社法に基づく監査が実施されています。また、監査役・監査役会と相互協力し、有効な会計監査の実施に努めています。

### (4) コーポレート・ガバナンスを支援する重要な委員会・部門

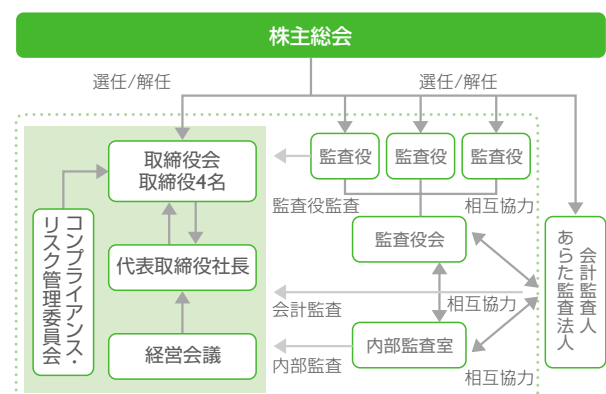
#### ①コンプライアンス・リスク管理委員会

代表取締役を委員長とした同委員会を四半期ごとに開催し、コンプライアンス・リスク管理体制の評価・課題抽出や、管理方法の確立に向け、方針を策定し、取締役会に付議・報告を行います。

#### ②内部監査室

内部監査室は、内部監査方針・計画等に基づき、内部監査を実施し、取締役会への報告を行います。

#### 【コーポレート・ガバナンス図】





# 6. 勧誘方針

当社では、以下の勧誘方針を定めて、適正な保険商品の販売・勧誘に努めています。

## 勧誘方針

### 1. お客様の視点に立ってご満足いただけるように努めます

#### (1) 保険商品の販売について

- ・お客様の保険商品に関する知識、ご経験、目的など、保険商品の特性に応じた必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った保険商品の説明および提供に努めます。
- ・お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- ・お客様に保険商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めるとともに、お客様が十分にご納得のうえ、ご契約いただくよう努めます。

#### (2) 各種対応について

- ・お客様からのお問い合わせに、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- ・保険金支払事由が生じた場合には、迅速・適切・丁寧な対応と保険金等の適正な支払いに努めます。
- ・お客様のご意見・ご要望を、保険商品開発や販売活動に活かしてまいります。

### 2. 各種法令等を遵守し、保険商品の適正な販売に努めます

- ・保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守します。
- ・適正な業務を確保するために、社内体制の整備や販売に携わる者の研修に取り組みます。
- ・お客様のプライバシーを尊重するとともに、お客様に関する情報については、適正な取扱いおよび厳正な管理をいたします。

以上の方針は「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づく当社の「勧誘方針」です。なお「金融商品の販売等に関する法律」の概要については、金融庁のホームページ(<http://www.fsa.go.jp/ordinary/kinyuusyohin/index.html>)をご覧ください。

# 7. 法令等の遵守

## コンプライアンスにかかる基本方針

当社は、グループのステークホルダー（顧客、取引先、株主、社員等）をはじめとした社会全体の信頼に応え、持続的な成長を遂げるため、法令等の遵守を最も重要な経営課題の一つと位置づけています。

当社では、以下の「コンプライアンス宣言」「コンプライアンス行動規範」「コンプライアンス推進体制」を定め、あらゆる事業活動において優先して取り組んでいます。

### <コンプライアンス宣言>

私たちアニコム損保では、お客様への安心のご提供を第一義として、お客様の信頼に応え続けられる企業となるべく、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つと位置づけ、「コンプライアンス行動規範」を策定・開示させていただいております。

私たち全役職員は事業活動を遂行するにあたり、すべての局面においてこの行動規範に則り、コンプライアンスと情報セキュリティ管理の徹底を最優先に取り組むことをここに宣言させていただきます。

アニコム損害保険株式会社  
代表取締役社長 小森伸昭

### <コンプライアンス行動規範(骨子)>

#### 1. 法令等の遵守

各種法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、誠実かつ適正な企業活動を行います。

#### 2. 社会・政治との関係

社会や政治との適正な関係を維持します。

#### 3. 適正で透明性の高い経営

業務の適正な運営をはかるとともに、適時・適切な情報開示を行い、透明性の高い経営に努めます。

#### 4. 人権の尊重

お客様や当社の役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。

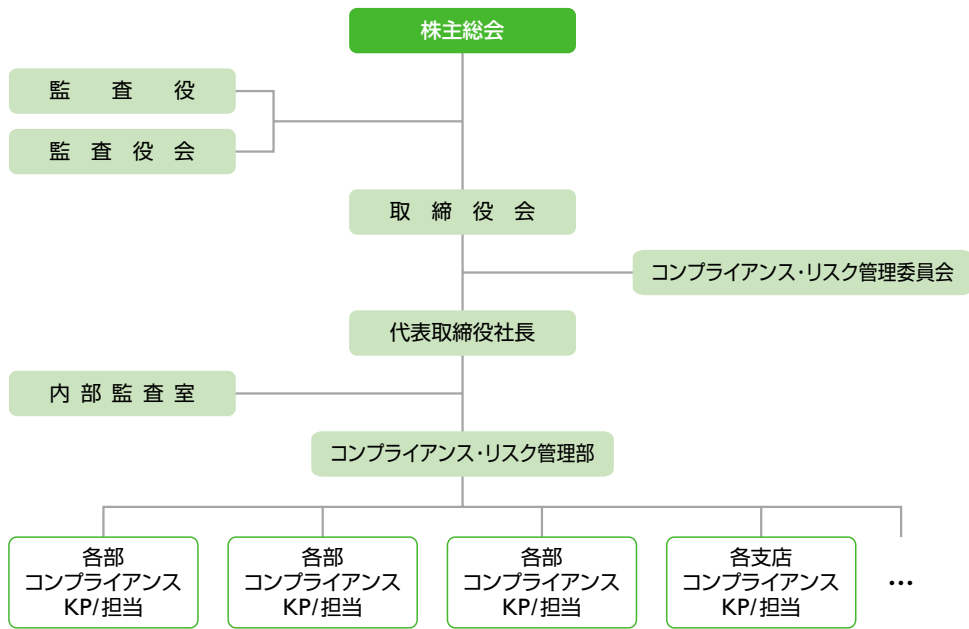


### ＜コンプライアンス推進体制＞

コンプライアンス推進のため、取締役会委員会として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置しコンプライアンス徹底のための施策の立案や実施状況の点検・確認を行うとともに、各部門(支店含む)に責任者であるコンプライアンス・キーパーソン(KP)とコンプライアンス・リスク管理担当を配置し、コンプライアンス・リスク管理部が中心となり、コンプライアンスの周知徹底に取り組んでいます。

また、役職員等がコンプライアンス上の問題(疑義案件を含む)を発見した場合は、直ちにコンプライアンス・リスク管理部等に報告を行うことが義務づけられています。さらに発見者が通常ルートでの報告が適当でない判断した場合には、社内外のホットラインを利用して報告・相談を行うことができる体制を整えています。

【コンプライアンス推進体制図】



# 8. リスク管理

## (I) リスク管理方針

信頼と安心を提供する保険業を営む当社は、保険事業をめぐるリスクが高度化・複雑化してきている中、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけています。

リスク管理の重要性に鑑み、業務の健全性と適切性を確保・維持することを目的に「リスク管理方針」を定め、リスク管理態勢、組織・体制、管理プロセス、報告ルールなど、当社のリスク管理の全体的・共通的な事項を明確化しています。また、「リスク管理方針」に基づいて、「統合的リスク管理方針」「自己資本管理方針」「危機管理方針」および個別リスク管理規程等を定めてリスク管理の実践に取り組んでいます。

### 「統合的リスク管理方針」

当社の直面するリスクに関して、ソルベンシー・マージン比率の算定に含まれないリスクも含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総体的に捉え、当社の経営体力（自己資本）と対比することによって、自己管理型のリスク管理の実践に取り組んでいます。

### 「自己資本管理方針」

ソルベンシー・マージン比率に加え、当社の直面するリスクに見合った自己資本を確保するために、自己資本充実度の評価や管理態勢の整備に取り組んでいます。

### 「危機管理方針」

ご契約者の皆様、代理店・動物病院の皆様との関係に重大な影響が生じる、もしくは当社業務に著しい支障が生じることにより全社的な対応が必要と判断されるような事態（緊急事態）に的確に対応するため、「危機管理方針」を定めています。当社が被る経済的損失を極小化し、迅速な通常業務への復旧に努めることとしています。

また、当社では、以下の11のリスクにおいて各々定義づけるとともに、個別にリスク管理を実施しています。

### ①「保険引受リスク」

保険引受リスクとは、以下の4つからなります。

#### (a) 商品開発・改定等リスク

商品の開発または改定を行うに際して、適切な保険約款・保険料率の設定がなされないリスク。

#### (b) 個別契約引受リスク

個別の保険契約の引受を行うにあたり、当社の引受方針に則った適切な引受がなされないリスク。

#### (c) 再保険等リスク

適切な保有上限額が定められていないことや、再保険等の適切な手配がなされないリスク。

#### (d) 責任準備金および支払備金積立リスク

責任準備金および支払備金の算出を行うシステムのプログラムの誤り、算出を行う者の誤りにより、適切な責任準備金および支払備金の積立が行われないリスク。

### ②「保険金支払リスク」

保険金支払リスクとは、保険事故の受付から保険金の支払いに至るまでの一連の保険金支払に関するリスクをいいます。

### ③「資産運用リスク」

資産運用リスクとは、以下の3つからなります。

#### (a) 市場関連リスク

金利・為替・株式などの市場変動に従い、ポートフォリオの時価価値が下落するリスク。

#### (b) 信用リスク

個別与信先の信用力の変化に伴い、ポートフォリオの時価価値が下落するリスク。

#### (c) 不動産投資リスク

不動産価格変動に伴い、ポートフォリオの時価価値が下落するリスク。

### ④「事務リスク」

社員・代理店等の事務ミスや不適正な事務処理により、当社が損失を被るリスクをいいます。

### ⑤「流動性リスク」

流動性リスクとは、以下の2つからなります。

#### (a) 資金繰りリスク

流入資金の減少または流出資金の増加により、資金ポジションが悪化して当社がデフォルトするリスク。

(b) 市場流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

⑥「システムリスク」

システムリスクとは、以下のような情報システムに係る諸問題が原因となって、顧客、代理店、当社のいずれかが、直接、間接を問わず、損失を被るかもしくはその恐れのあるリスクをいいます。

- ・ 情報システムの停止または誤作動
- ・ 情報システムの不正使用
- ・ 情報システム関連のセキュリティ対策の不備
- ・ その他情報システムの企画・開発・運用に係る不備

⑦「法務リスク」

法務リスクとは以下の2つからなります。

(a) 法令等違反リスク

法令等の不遵守により損失を被るリスク。

(b) 法律紛争リスク

法律紛争の発生により損失を被るリスク。

⑧「募集コンプライアンス・リスク」

募集コンプライアンス・リスクとは、保険募集にあたり保険業法等の法令や、監督官庁である金融庁が策定した「保険会社向けの総合的な監督指針」の主旨、および日本損害保険協会が策定した「保険募集の適正な活動に関するガイドライン」の不遵守等により損失を被るリスクをいいます。

⑨「労務リスク」

労務リスクとは以下の3つからなります。

(a) 労務コンプライアンス・リスク

労働基準法をはじめとした労働関係諸法令・規則違反が引き起こす、訴訟などのリスク。

(b) 人的リスク

社員の不祥事や問題行動により損失を被るリスク。

(c) 健康・メンタルヘルスリスク

労働安全衛生法等の義務を果たせていないことに起因して、社員が心身の健康を損なうリスク。

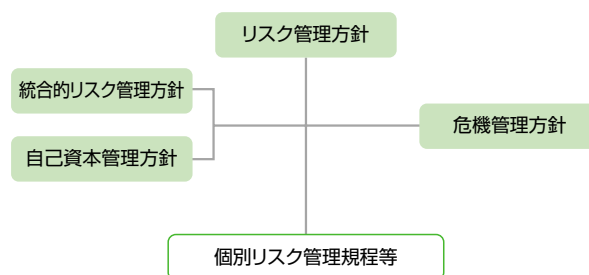
⑩「風評リスク」

風評リスクとは、当社にとって事実と異なる不利益な情報が日本国内外に流布することにより、当社が損失を被るリスクをいいます。

⑪「災害・事故・犯罪リスク」

災害・事故・犯罪リスクとは、災害・事故・犯罪に起因して、当社、当社代理店等当社業務に密接な関連を有する者が、その生命・身体・資産・信用・業務遂行能力に被害を被るかもしくはその恐れのあるリスクをいいます。

【リスク管理體系図】

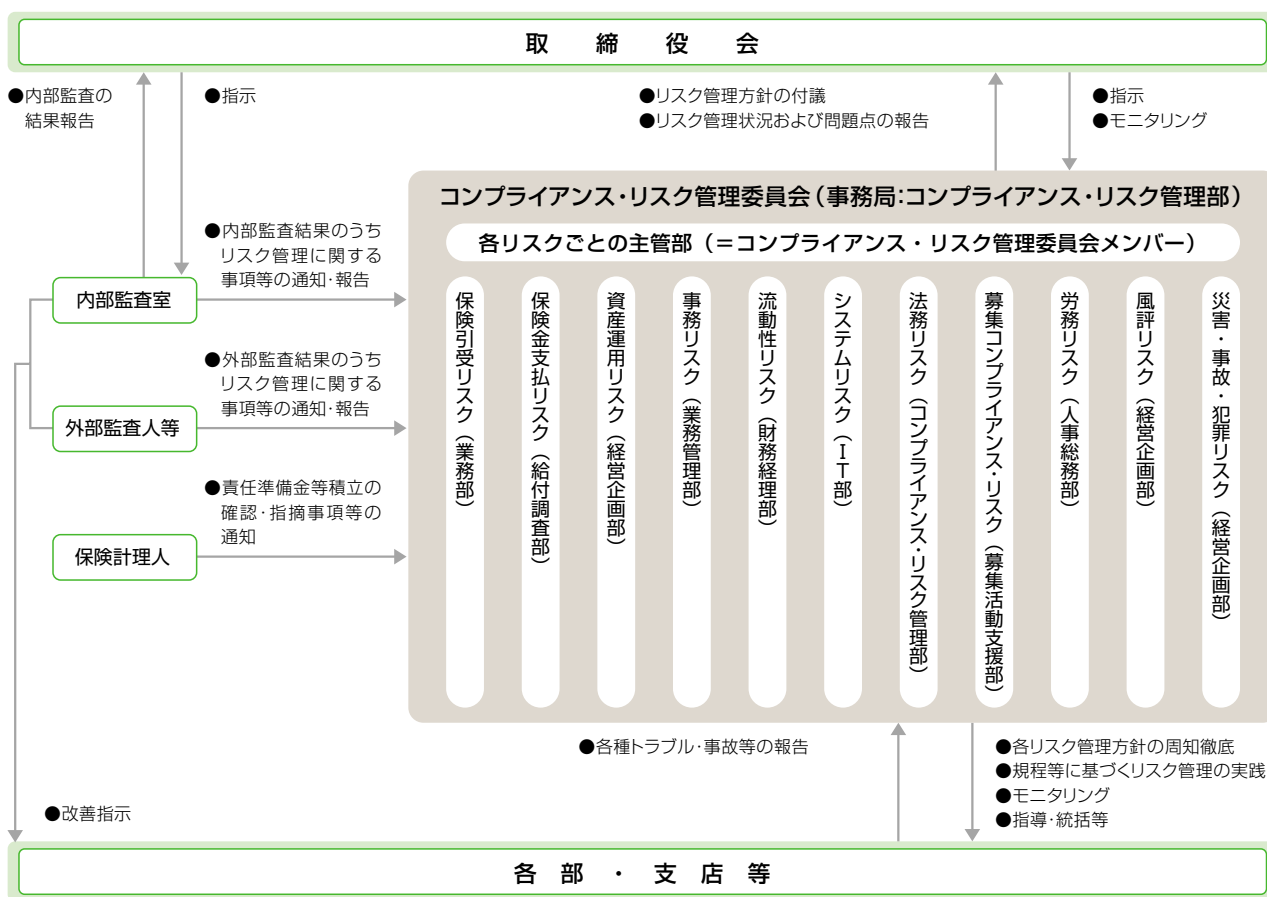


## (2) リスク管理体制

リスク管理全般を推進するために、取締役会委員会として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、業務遂行上の主要リスクについては、主管する部門が各リスク管理に取り組んでいます。また、各部門(支店含む)にコン

プライアンス・リスク管理担当を配置し、コンプライアンス・リスク管理部が中心となり、リスク管理の周知徹底に取り組んでいます。

【リスク管理体制図】



# 9. 情報管理

## (1) 個人情報の保護

当社は、お客様の個人情報について、業務上必要な範囲内において、適法で公正な方法により取得し、保険契約の引受・管理、適正な保険金のお支払い、およびお客様のニーズにあった保険商品・サービスの提供・案内などのために利用しています。

また、当社では、「個人情報の保護に関する法律」および関連ガイドライン等に則り、社内規程等を整備し、社内および代理店の教育・モニタリングを実施し、情報管理の周知徹底と改善に取り組んでいます。

お客様の個人情報の取扱いに関しては、以下の「個人情報の取扱いについて」(プライバシーポリシー)を定め、当社ホームページにて公表しております。

## (2) 個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー)

弊社は、お客様の信頼をすべての事業活動の原点に置き、「あんしん」のご提供を通じて、お客様の安全で快適な生活に貢献することを目指しております。

本理念のもと、弊社は、個人情報取扱事業者として、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」その他の法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守して、以下のとおり個人情報を適正に取扱うとともに、その安全管理について適切な措置を講じます。また弊社は、お預かりしている個人情報が業務上適切に取扱われるよう、弊社代理店および弊社業務に従事している者等への指導・教育の徹底に努めます。

なお、以下に記載の内容についても適宜見直しを行い、改善に努めてまいります。

### 1. 個人情報の取得について

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得いたします。

### 2. 個人情報の利用目的について

弊社では、次の業務を実施する目的ならびに下記「4. グループ会社・提携先企業との共同利用について」に掲げる目的(以下「利用目的」といいます)に必要な範囲内で個人情報を利用いたします。また、利用目的は、ホームページ等で公表するほか、保険契約申込書・募集パンフレット等に記載いたします。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等に公表いたします。

- (1) 損害保険契約の申し込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
- (2) 適正な保険金の支払い
- (3) 弊社が有する債権の回収
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5) 損害保険商品等弊社が取扱う金融商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理
- (6) 弊社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供および管理
- (7) 上記(5)(6)に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理

- (8) 弊社グループ各社・提携先企業等が取扱う各種商品・サービスの案内
- (9) 各種イベント・キャンペーン・セミナー等の案内、各種情報の提供
- (10) 弊社または弊社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- (11) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- (12) 弊社社員の採用、販売基盤(代理店等)の新設・維持管理
- (13) 他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (14) 問い合わせ・依頼等への対応
- (15) その他、前記(1)から(14)に付随する業務ならびにお客様とのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

### 3. 個人データの第三者への提供について

弊社では、次の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することはありません。

- ・法令に基づく場合
- ・弊社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・弊社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合  
(下記「4. グループ会社・提携先企業との共同利用について」をご覧ください。)

### 4. グループ会社・提携先企業との共同利用について

前記「2. 個人情報の利用目的について」(1)から(15)に記載した利用目的のため、ならびに弊社の持株会社アニコムホールディングス株式会社による子会社の経営管理のために、弊社とアニコムグループ各社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用いたします。

個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他保険契約申込書等に記載された契約内容および事故状況、保険金支払状況等の内容

個人データ管理責任者：アニコム損害保険株式会社 コンプライアンス・リスク管理部 担当役員

※弊社のグループ会社・提携先企業については、後記「11. 会社一覧」をご覧ください。

### 5. センシティブ情報の取扱いについて

お客様のセンシティブ情報につきましては、「保険業法施行規則第53条の10」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」により、お客様の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に利用目的が限定されています。弊社は、これらの利用目的以外には、センシティブ情報を取得、利用または第三者に提供いたしません。

### 6. ご契約内容・事故に関するご照会について

ご契約内容や保険金の支払内容に関するご照会については、「診療記録簿」に記載された照会窓口にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることをご確認させていただいた上で、対応いたします。

## 7. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等に関するご請求（以下、「開示等請求」といいます）については、下記「9. お問い合わせ窓口」にご請求ください。

ご請求者がご本人であることをご確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいた上で手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。利用目的の通知請求および開示等請求については、弊社所定の手数料をいただきます。

開示等請求の詳細については以下の【個人情報の『開示』等請求手続き】をご覧ください。

([http://www.anicom-sompo.co.jp/policy/privacypolicy\\_req.html](http://www.anicom-sompo.co.jp/policy/privacypolicy_req.html))

## 8. 個人データの管理について

弊社では、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために、取扱規程等の整備、アクセス管理、持ち出し制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性の確保に努めております。また、弊社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、委託先の情報管理体制を確認し、委託業務遂行状況を監視するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

## 9. お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し適切かつ迅速に対応いたします。弊社の個人情報の取扱いや保有個人データの安全管理措置、保有個人データに関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。また、弊社または弊社のグループ会社・提携先企業からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスのご案内について、ご希望されない場合は、弊社のグループ会社・提携先企業に直接お申し出いただくか、または下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

アニコム損害保険株式会社 コンプライアンス・リスク管理部

電話番号：03-5348-3777

受付時間：午前9時～午後6時（土日祝祭日および年末年始を除く）

## 10. 認定個人情報保護団体について

弊社は、認定個人情報保護団体である社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する相談・苦情を受け付けております。

<お問い合わせ先>

(社)日本損害保険協会 そんがいほけん相談室

所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話番号：03-3255-1470（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く）

ホームページアドレス：<http://www.sonpo.or.jp>

## 11. 会社一覧

「4. グループ会社・提携先企業との共同利用について」における、弊社のグループ会社・提携先企業は、以下のとおりです。

### (1) グループ会社

アニコム ホールディングス株式会社

アニコム フロンティア株式会社

アニコム パフェ株式会社

anicom (動物健康促進クラブ)

### (2) 提携先企業

弊社が個人データを共同利用している提携先企業はございません。(2008年3月末現在)

(注) 以上の内容は、弊社業務に従事している者の個人情報については対象としていません。

アニコム損害保険株式会社



# 10. 募集制度

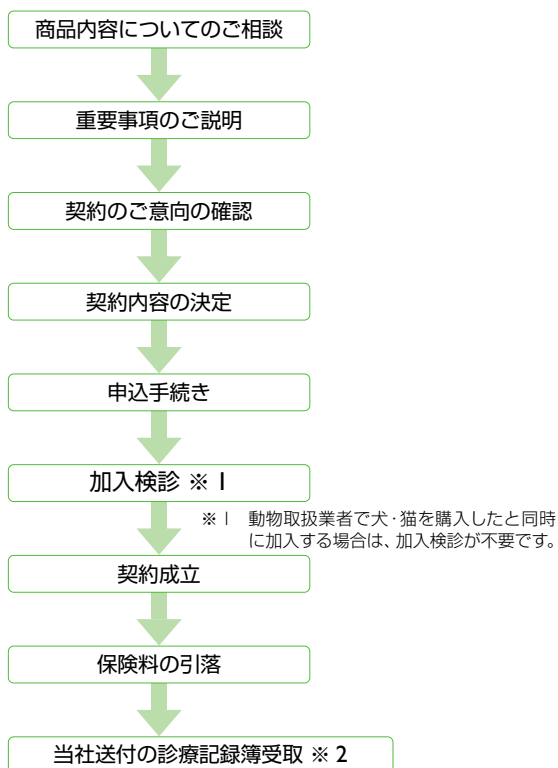
## (1) ご契約のしくみ

### ① ご契約の手続き

当社では保険契約の募集業務において、主に損害保険代理店制度を採っています。

保険契約を結ぶ場合、代理店はお客様との間で以下の流れに沿って手続きを行います。

#### 【保険ご契約の手続き】



### ● 約款・特約条項

保険会社の販売する商品は、保険という目に見えない商品ですので、「普通保険約款」と「特約条項」でその内容を定めています。

基本的な契約内容を定めたものが「普通保険約款」であり、個々の契約内容を一部変更・補足するものが「特約条項」です。

### ● ご契約時にご注意いただきたいこと

保険契約は当社とお客様との約束ごとですので、ご契約に際しては保険契約の内容を十分にご確認の上で申し込んでいただくことが大切です。

ご契約時にご注意いただきたい事項については、パンフレット・重要事項説明書（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）などをご覧いただき、当社社員あるいは代理店から十分な説明をお受けください。

### ② クーリングオフ制度（契約申込の撤回等）について

保険期間が1年以下の保険契約は、クーリングオフの規定において対象とされておりませんが、当社では動物取扱業者で犬・猫を購入したと同時に締結された初年度契約に限り、クーリングオフの対象とさせていただきます。

この場合、お客様がご契約をお申し込みいただいた日またはクーリングオフ説明書を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば申込の撤回を行うことができます。

## (2) ご契約時の契約内容の確認

### ● 「契約についてのご意向確認」（全ご契約プラン共通）

当社ではご契約プランによって、保険の契約を代理店である動物取扱業者に備付けのパソコン上でお申し込みいただく方法と、申込書にご記入いただいて申し込みを行う方法がございますが、いずれの契約方法の場合も手続きの際に、ご契約内容がお客様のご意向に沿ったものであるかどうかの確認をお願いしています。

### (3) 代理店制度

代理店は、当社との代理店委託契約に基づき、当社に代わってお客様と保険契約の締結または媒介を行っており、お客様にとって極めて重要な役割を担っています。当社では、お客様にさらにご満足いただけるサービスを提供するために、今後も代理店の育成と代理店網の充実に力を注いでいきます。

#### ①代理店の役割と業務内容

代理店は当社との間で締結した代理店委託契約に基づき、当社に代わってお客様との間で保険商品内容の説明や、保険契約の締結または媒介をすることを基本的業務としています。代理店の最も大切な役割は、お客様と当社の橋渡し役としてお客様とお客様の大切な家族の一員であるどうぶつが幸せに生活できるよう、適切な保険商品を提供することです。

#### ②代理店登録

代理店が募集を行うためには、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣へ登録することが必要です。また、代理店で保険募集に従事する者は業界共通の「損害保険募集人試験」に合格した上で内閣総理大臣に募集従事者として届出をすることになっています。

#### ③当社代理店の業態と代理店数

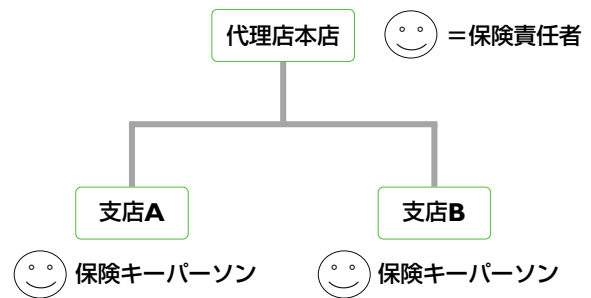
代理店には、損害保険代理業を専門に営む「専業代理店」と、一般企業等の一部門として行っている「兼業代理店」とがあります。

当社は主にペットショップ（動物取扱業者）を営む傍ら保険を販売する「兼業代理店」を中心に代理店委託をしています。

2008年3月末時点での代理店数は279社（店舗数にして848店）です。

#### ④保険責任者・保険キーパーソン制度

当社では、代理店の社内で保険責任者を選出してもらい、当社との窓口の中心となってもらっています。また複数の店舗を有する代理店においては、店舗ごとの責任者として保険キーパーソンを選出し責任体制を明確に定めております。



### (4) 代理店教育

保険募集従事者の届出を行うにあたっては、募集前に所定の教育を受け、社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険募集人試験」に合格することを要件としています。その他当社では、コンプライアンス研修や、募集前研修等も随時行っています。

また、2008年6月開始の「募集人試験更新制度」に従い、募集人届出後、5年ごとに更新試験を受験することによって、最新の業務知識の理解度を定期的に確認することとしています。

さらに、現在当社独自の資格として「ペット保険資格試験」（仮称）を新たに創設する予定で準備を進めております。ペット保険の知識向上により、さらなる顧客サービスの充実をはかってまいります。

# II. 「お客様の声」への対応

## (1) 「お客様の声」への取り組み方針

当社は、お客様からいただいた苦情やご意見、ご要望等に対し、「お客様の声」として次のとおり対応することとしています。このうち、苦情については「天使の涙」と呼び、特に大切にしています。

- ①「お客様の声」を寄せていただいたことに対し、感謝と誠意の気持ちを持って対応させていただきます。
- ②「お客様の声」を寄せていただいた方々の「立場に立つ」以上に、さらに一步踏み込み、「立場になりきらせて」いただいた上で、その原因を思考します。
- ③苦情（天使の涙）で得た情報は全社員で共有し、その原因を分析し、再発防止に全社を挙げて取り組むことにより、よりよいサービス・商品の開発へ活かしていきます。
- ④当社ホームページにおいて、24時間365日、どなたでも書き込み可能でオープンな「掲示板」を公開し、「お客様の声」に対して、誠実、かつ速やかにお答えするとともに、その内容をすべてのお客様に公開していきます。

## (2) ご意見・ご要望をおうかがいする体制

### ■お客様相談センター

お客様からご意見、苦情等をおうかがいする窓口として専用回線を設けています。

### ■あんしんサービスセンター

東京本社、北海道支店、近畿支店内にコールセンターを設け、全国のお客様からの各種ご相談、ご照会を受け付けています。

### ■ホームページ

お客様からの「よくあるご質問 (FAQ)」を掲載するとともに、直接お問い合わせいただけるフォームをご用意し、ご照会にお答えしています。

また、24時間365日、どなたでも書き込み可能でオープンな「掲示板」を公開し、お客様の声に対して、誠実、かつ速やかにお答えし、すべてのお客様に公開していきます。

## (3) 寄せられた苦情・ご意見・ご要望を経営へ活かす取り組み

### ①「お客様の声」の一元管理

お客様相談窓口へ寄せられた苦情やご意見等をデータベース等へ集約し、その一元管理を行っています。

### ②「お客様の声」を活かした経営

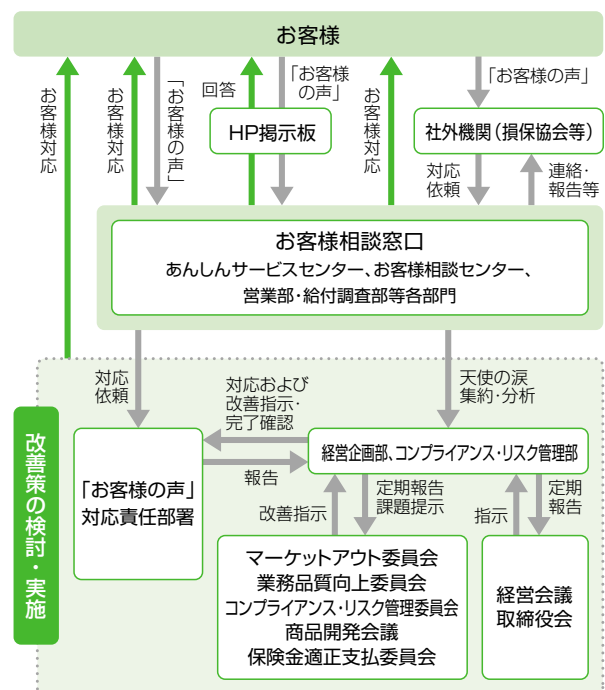
経営企画部、およびコンプライアンス・リスク管理部では、各部と連携し、寄せられた苦情等について、マーケットアウト委員会等の各種会議体にて内容や原因等を分析し、業務改善や商品開発につなげています。分析結果や再発防止措置の実施状況は、定期的に経営会議および取締役会へ報告し、検証します。

### ③オープンマネジメントの実践

ホームページ上の「掲示板」にてどなたでも自由に意見を述べていただける場を提供させていただくことで、オープンマネジメントを実践しています。

### ④お客様への情報開示

今後は、当社ホームページ上にて苦情等の受付状況や概要を定期的に開示し、お客様の信頼に応えるとともに、経営の透明性をさらに高めてまいります。



### <各種委員会等の目的>

#### ●マーケットアウト委員会

お客様からの苦情・ご意見への取組み状況を把握、管理し、経営に反映させることを目的としています。

#### ●業務品質向上委員会

業務品質を向上させるため、各部の改善・改革に向けた取り組み状況を把握、管理することを目的としています。

#### ●コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス・リスク管理に関する施策の立案・モニタリング、教育の企画・運営等、コンプライアンスの徹底およびリスク管理体制の整備・強化を目的としています。

#### ●商品開発会議

商品開発部門のみならず、お客様相談窓口担当部門や給付調査部、コンプライアンス・リスク管理部も参画し、お客様のニーズに合った、わかりやすい商品を開発することを目的としています。

#### ●保険金適正支払委員会

保険金のお支払い状況のモニタリングや、お支払いに関するお客様からの苦情・ご意見等の調査・分析を通じて、常に適正な保険金のお支払いが実行されるよう検証し、改善することを目的としています。

### (4)「お客様の声」の受付状況

(2008年1月～3月)

区分	件数
<b>1. ご契約の手続きに関するもの</b>	
商品内容(補償内容、保険料等)	113
契約更改手続き	108
募集行為	1
契約内容・条件などの説明不足・誤り	8
電話対応のマナー	10
帳票類	38
その他	1
小計	279
<b>2. ご契約の管理に関するもの</b>	
証券未着・誤り	1
口座振替	2
変更手続き(異動、解約など)	3
電話対応のマナー	3
小計	9
<b>3. 保険金お支払いに関するもの</b>	
ご請求手続き	4
保険の対象、対象外	4
その他	2
小計	10
<b>4. その他</b>	
その他	59
小計	59
合計	357

### (5) 中立な立場でご相談いただける機関

社団法人日本損害保険協会では、「そんがいはけん相談室」において、損害保険全般に関する相談や苦情を受け付けています。「そんがいはけん相談室」は、損害保険会社に苦情の解決を依頼するなど、適正な解決に努めていますが、当事者間で問題の解決がつかない場合に対応するため、中立・公平な立場から調停を行う「損害保険調停委員会」が設けられています。苦情の申し出から、原則として2ヶ月を経過しても問題が解決しない場合、苦情申立人の希望によりこの「損害保険調停委員会」をご利用いただけます。

詳しくは、日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご参照ください。

# II

## アニコム損保の 業務について

1. 保険のしくみ	28
2. 取扱商品	29
3. 約款について	30
4. 保険金のお支払いについて	31
5. 各種サービスについて	34

# 1. 保険のしくみ

## (1) 保険制度

「一人は万人のために、万人は一人のために」——保険制度とは、多数の人々が、統計学に基づきリスクに応じて算出された保険料を支払うことによって、偶然の事故により損害を被った際には、その補償として保険金を受け取ることができるという仕組みであることから、この言葉がよく用いられます。保険制度の目的とは、その理論的根拠となる「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的な補償を得ることにより、個人生活や企業経営の安定を促進させることです。

## (2) 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、偶然な一定の事故により生じる損害を、保険会社が補償することを約束し、その報酬として保険契約者は保険料を支払うことを約束する契約を結ぶことです(商法629条(新保険法第2条))。したがって損害保険契約は有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約となります。

## (3) 保険料率

お支払いいただく保険料は純保険料(保険金の支払いにあてられる部分)と、付加保険料(保険業の運営に必要な経費や代理店手数料等にあてられる部分)から成り立っています。純保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得し、適用しております。

## (4) 保険料の收受・返戻

保険料は、原則としてご契約と同時に支払いいただくこととなっています(これを「保険料即収の原則」といいます)。保険のお申し込みをいただいても、定められた期日までに保険料のお支払いがないと、事故が起きても保険金はお支払いすることができません。なお、当社におきましては、保険料の口座振替やクレジットカードによるお支払いなど、便利な方法もご用意しております。

また、保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険料を約款の規定にしたがってお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、約款などをご確認いただくようお願いしております。

## 2. 取扱商品

当社のペット保険「どうぶつ健保」とは、その名のとおり人間の健康保険と同様に、

- ・ 保険の対象となる診療費の一定割合のみを契約者が負担する
- ・ 日本全国すべての動物病院で利用できる

ことをコンセプトに開発されました。

具体的には、どうぶつのケガ・病気に対し、保険の対象となる診療費の50%(商品によっては100%)をお支払いする商品です(ただし、保険期間における限度額・限度日数(回数)があります。以下も同様です)。

(※詳細につきましては、当社普通保険約款等をご覧ください)

### (1) ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりい」

当社における最もスタンダードな商品であり、家庭等で飼われている一定年齢以下の「犬・猫・鳥・うさぎ・フェレット」についてのご契約です。保険期間は1年間で、保険の対象となる診療費の50%をお支払いする商品です。

### (2) ペット保険「どうぶつ健保べいびい」

ペットショップ(動物取扱業者)で「満0歳の犬・猫」の購入と同時にご契約いただける商品です。保険期間は1年間ですが、保険始期日から1ヶ月間は100%の補償とし、残り11ヶ月間は50%の補償となります。小さな時に起こりうるさまざまなリスクに備えるために、最初の1ヶ月間の補償を手厚くした商品です。

### (3) ペット保険 「どうぶつ健保すまいるべいびい」

ペットショップ(動物取扱業者)が保険料を負担して保険契約者となるご契約で、その店舗にて「満0歳の犬・猫」を購入された方は、お引渡し日から1ヶ月間は100%の補償を受けられるという商品です。

ペットショップがこの商品に加入していれば、飼い主の皆様は保険料を負担することなく、1ヶ月間大きな安心を得ることができます。

### (4) ペット保険 「どうぶつ健保すまいるふぁみりい」

前記(3)のペット保険「どうぶつ健保すまいるべいびい」の補償を受けられた方が、保険料を負担して1ヶ月経過後も引き続き補償を受けられる商品です。保険期間は1年間で、保険の対象となる診療費の50%をお支払いする商品です。

### (5) ご希望により付帯できる特約

ペット賠償責任特約

前記の保険商品に付帯できる特約として、ペット賠償責任特約があります。この特約は、ご契約のどうぶつが、他人に噛み付いたり引っかいたりすること等によって、他人に身体障害や財物損壊の被害を与え、法律上の賠償責任が生じた場合に、保険金をお支払いするという特約です(ただし、(3)の「どうぶつ健保すまいるべいびい」には付帯できません)。



# 3. 約款について

## (1) 約款の位置づけ

損害保険という無形の商品の内容を定めているのが、約款（普通保険約款と特約条項）であり、当社とご契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）との権利・義務が明文化されています。

## (2) ご契約時の留意事項

### ①重要事項の説明および契約のご意向の確認

上記の普通保険約款と特約条項とは別に、各種パンフレットや申込書に契約概要のご説明と注意喚起情報のご説明に分類して記載した重要事項説明書を添付し、商品内容をわかりやすく説明しています。さらに意向確認書面により、お客様のニーズについての適切な情報収集を行った上で、保険商品をお勧めしております。ご契約の際には、これらをよくお読みいただくとともに、当社社員または代理店から十分な説明を受けていただく必要があります。

### ②申込書への記載事項

保険契約は、ご契約者による契約のお申し込みと保険会社による承諾という双方の合意により成立し、申込書に記載された事項がご契約者と保険会社の双方を拘束するものとなります。

万一ご記入いただいた内容が事実と異なっている場合には保険金をお支払いできないことや契約を解除することがあります。

## (3) ご契約後の留意事項

### ①契約内容の変更

ご契約後に診療記録簿等に記載されている内容などに変更が生じたときは、直ちに取扱代理店または当社への連絡が必要です。ご通知が遅れると、変更が生じたときからお知らせいただくまでの期間の事故に関しては、保険金をお支払いできない場合があります。

### ②診療記録簿等の確認

事故が起きたときすでに保険期間が終了していたり、ご契約内容の変更の通知を忘れていたりすることのないように、診療記録簿等により保険期間や契約内容を適宜ご確認くださいをお勧めしています。

### ③契約の自動継続

当社の個人向け保険商品は、原則として自動継続となっており、契約のご継続に関する手間が大幅に削減されております。また、ご契約の満期にあわせて、当社よりご継続に関してのご案内をお送りしています。



## 4. 保険金のお支払いについて

保険会社は、お客様から保険料を先に収受し、その後、事故が発生した際に保険金のお支払いが発生するという、一般の事業会社とは収入と支出の順序が逆転する特殊な事業形態となっています。このため、当社では以下の2点が保険会社としての業務の根本であると考えております。

- 発生時期や内容が不確定な保険金のお支払いを、保険約款等に従ってお客様とのお約束どおりに着実に実行すること
- 適切な保険金のお支払いを通じて、将来に亘って安定して保険金が受領できる、という安心や信頼感をお客様にご提供すること

### (1) 保険金ご請求のしくみ

当社では、以下の2通りの保険金ご請求方法があります。

#### ① アニコム損保対応病院で診療を受けた場合

動物病院の窓口での診療費お支払い時に、保険金のご請求と受領手続きをその場で行うことができます。

(※以下の「窓口精算システム」に記載した手続きを行っていただいた場合に限りです)

所定のお手続きが終了したお客様には、診療費等の総額から受け取るべき保険金相当額を除いた自己負担額のみを病院窓口にてお支払いいただくこととなります。

※アニコム損保対応病院は、当社と契約を交わした上で、お客様に代わって当社に保険金の請求および受領を行います。

#### ② アニコム損保対応病院で保険金請求手続きができなかった場合やアニコム損保に未対応の動物病院で診療を受けた場合

動物病院の窓口で、一旦診療費の全額をお支払いください。その後、お客様より直接当社へ請求書類を送付いただき、当社よりお客様のご指定の口座へ保険金をお支払いいたします。

#### <アニコム損保対応病院制度について>

##### ●窓口精算システム

お客様がアニコム損保対応病院でペットの診療を受けた際に、動物病院の窓口で以下の手続きを行うだけで、その場で保険金のご請求と受領手続きが完了するサービス体制を構築しています。

- ①診療記録簿を提示する
- ②保険契約の有効性確認(※)を受ける

※保険契約の有効性確認とは、動物病院で診療を受ける時点でお客様の保険契約が有効であり、病院の窓口での精算が

可能な条件を満たしていることの確認をいいます。



対応病院の窓口で提示していただく診療記録簿

##### ●充実したアニコム損保対応病院数

全国約3,600病院(2008年7月1日現在)の窓口で保険金の請求手続きが完了する業界トップクラスの対応病院ネットワークを構築しています。

当社の保険金請求件数の約7割が対応病院の窓口での精算によるものです。

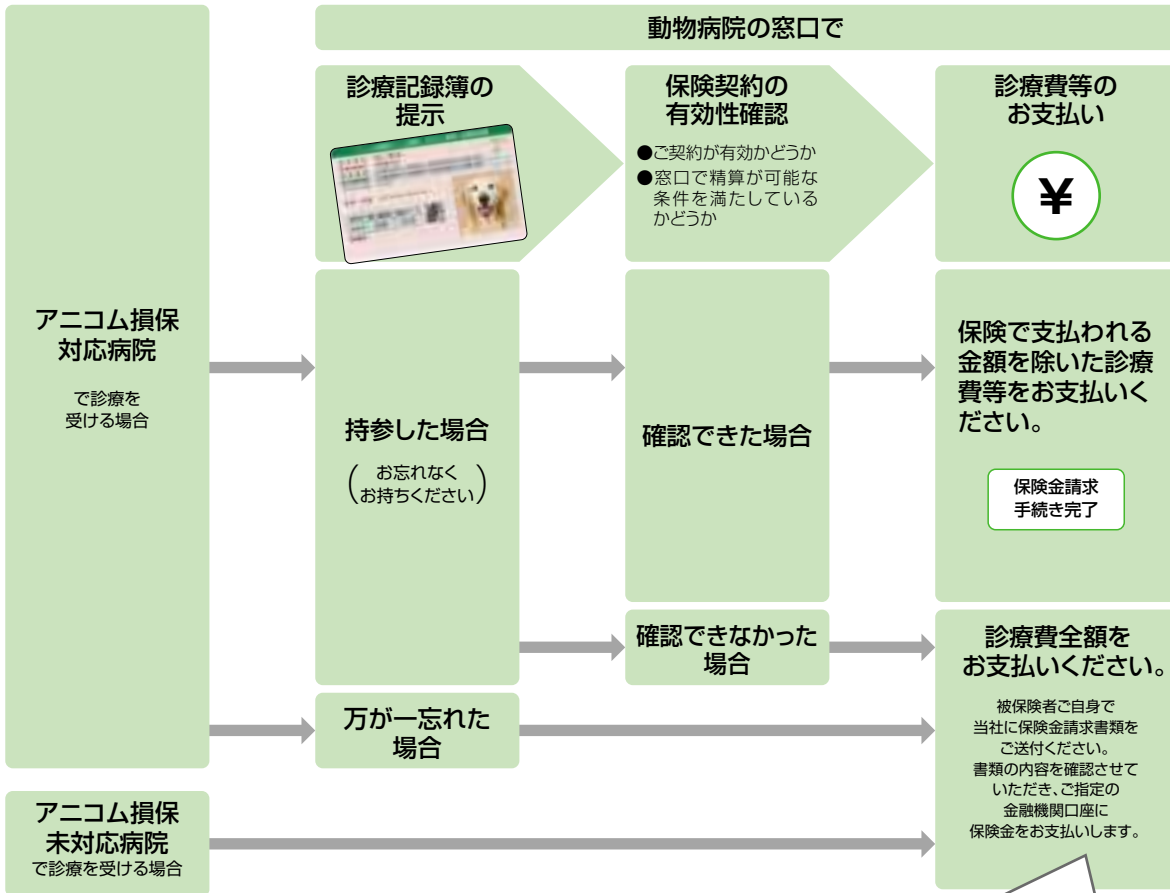
##### ●アニコム損保対応病院一覧

専用検索サイト上で、全国の対応病院が確認できます。  
(<http://www.anicom-ah.com/>)



このステッカーが対応病院の目印です。

<保険金お支払いまでの一般的な流れ>



●当社へ直接ご請求いただく場合の流れ

①被保険者ご自身で「診療記録簿」の通院、入院、手術欄に利用した日付を記入してください。

②必要書類を当社までご送付ください。

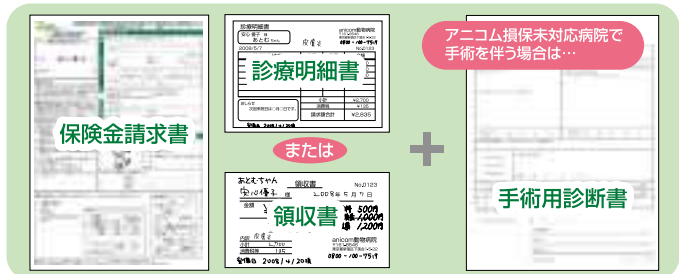
保険金請求書類の送付先は、以下のとおりです。診療日からその日を含めて30日以内にご送付ください。

※保険金請求書類の文書作成料や当社宛の送料は被保険者ご自身のご負担となりますのでご了承ください。

③当社で請求書類を受領後、内容を確認の上、30日以内にご指定の金融機関口座に保険金をお支払いします。

なお、必要書類、情報等に不足、不備があった場合には、お約束の支払期日より遅れることもありますので、ご了承ください。

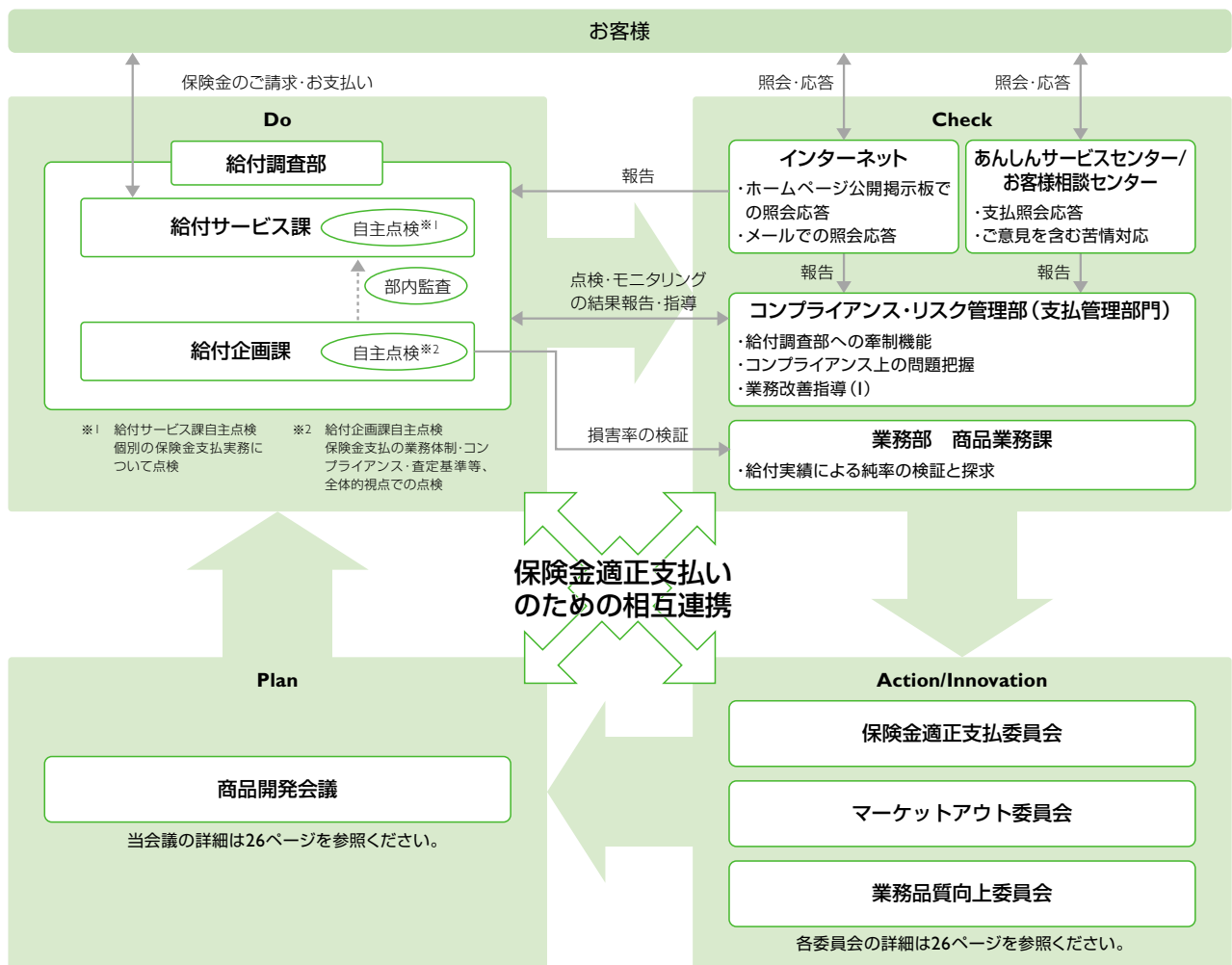
保険金請求書類の送付先  
 〒161-0033 東京都新宿区下落合 2 - 3 -18 SKビル 5 F  
 アニコム損害保険株式会社  
 給付調査部 給付サービス課 宛



アニコム損保未対応病院で手術を伴う場合は…

## (2) 保険金のお支払体制について

保険金お支払部門のみならず社内の関連部門等と連携をはかることにより、保険金のお支払いを着実に遂行する体制を構築しています。また、Plan⇒Do⇒Check⇒Action/Innovationの実践により、適正な保険金支払体制の強化に向けた不断の改善を行っています。



## 5. 各種サービスについて

ご契約者の皆様に、無料でご利用いただける各種サービスをご用意しております。飼い主の皆様とどうぶつの「笑顔」を生み出すための、アニコム損保ならではのサービスです。

### (1) しつけ、健康相談サービス

ペットの幼少期から老齢期まで、しつけや健康に関する相談をコールセンターやホームページ（「よくあるご質問」ページ内の「新規作成」フォームをご利用ください）にてアニコムカウンセラー、獣医師等がお受けしております。

### (2) 迷子検索サポートサービス

契約どうぶつが迷子になってしまったとき、迷子検索サポートが受けられます。大切なわが子が迷子になった際には、検索についてのアドバイスやご相談をお受けいたしますので、すぐにご連絡ください。また、ホームページの迷子検索サポートマップ上 (<http://www.anicom-pafe.com/map/>) での呼びかけおよび地域の捜索隊への「迷子検索」のメール配信により、捜索のお手伝いをします。

しつけ、健康相談・迷子検索サポートは以下の「あんしんサービスセンター」で承ります。

- 電話番号：0800-888-8256  
：03-6810-2314(携帯電話・PHS)
- 受付時間：平日 9：30～17：30  
土曜 9：30～15：30  
(日・祝日および年末年始は除く)

### (3) 顧客WEBサービス

ご契約者様専用ページをホームページ上にご用意しており、インターネットからいつでもご契約内容を照会していただくことができます。

#### ■ご契約者様専用ページ

(URL： <http://cs.anicom-sompo.co.jp/>)

サービス内容（2008年7月1日現在）

- 契約内容の照会
- WEB保険証券の発行
- 保険金請求書類のダウンロード



# コーポレート データ

1. 株式の状況等	36
2. 会社の組織	38
3. 役員の状況	40
4. 従業員の状況	42

# 1. 株式の状況等

## (1) 株式の状況

当社は、アニコム ホールディングス株式会社の完全子会社です。

- ①発行する株式の内容 普通株式
- ②発行可能株式総数 240,000株
- ③発行済株式総数 81,740.4株

## (2) 基本事項

- ①事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- ②定時株主総会 毎事業年度終了後4ヶ月以内に開催いたします。
- ③基準日 3月31日
- ④公告方法 電子公告により行います。  
ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

## (3) 第3回定時株主総会

第3回定時株主総会は、2008年(平成20年)6月26日(木)に開催されました。報告事項および決議事項は以下のとおりです。

### <報告事項>

- 1. 第3期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)事業報告の内容および計算書類の内容報告の件  
本件は、上記計算書類等について報告しました。

### <決議事項>

- 第1号議案 定款一部変更の件  
原案のとおり承認可決されました。
- 第2号議案 取締役4名選任の件  
原案のとおり、小森 伸昭、畑古 明宏、平井 聡、百瀬 由美子の各氏が選任され就任いたしました。
- 第3号議案 監査役2名選任の件  
原案のとおり、藤田 信一郎、塩川 伸明の各氏が選任され就任いたしました。

#### (4) 資本金の推移および新株発行の状況

年月日	発行済株式総数(普通株式)		資本金		資本準備金		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
2006年1月26日	60,000株	60,000株	1,500百万円	1,500百万円	1,500百万円	1,500百万円	アニコム インシュアランス プランニング(株)として設立
2006年2月28日	—	—	1,500百万円	3,000百万円	△1,500百万円	—	資本準備金を資本金へ組み入れ
2006年4月3日	1,740.4株	61,740.4株	—	3,000百万円	114百万円	114百万円	親会社であるアニコム インターナショナル(株) <sup>(※)</sup> より、ペット保険の営業基盤の譲受
2007年10月12日	20,000株	81,740.4株	500百万円	3,500百万円	500百万円	614百万円	アニコム インターナショナル(株) <sup>(※)</sup> に対する割当増資
2008年3月31日	—	81,740.4株	—	3,500百万円	—	614百万円	—

(※) 現アニコム ホールディングス株式会社

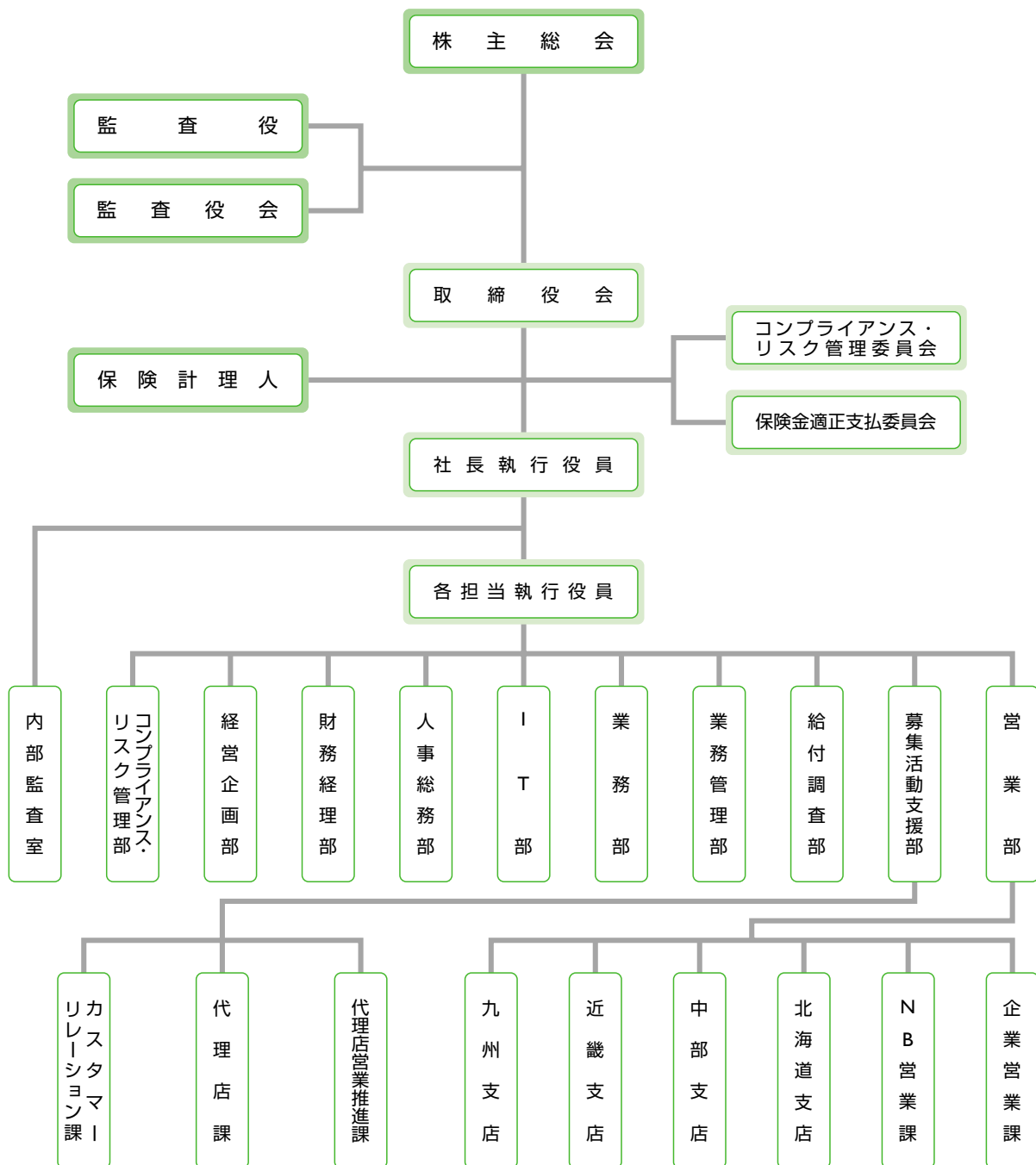
## 2. 会社の組織

### (I) 当社の機構 (2008年7月1日現在)

本社機構は、独立した部によって構成され、それぞれ所管業務を担当しています。

営業の拠点として、札幌、名古屋、大阪、福岡に支店を設置しています。

営業以外の部門に配する課の表示は省略しました。





## (2) 店舗所在地一覧(2008年7月1日現在)

### ■本 社

所在地 | 〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2階  
電話番号 | 03-5348-3777  
0800-888-8256(アニコム損保あんしんサービスセンター)

### ■北海道支店

所在地 | 〒060-0001 北海道札幌市中央区北一条西6-2 損保ジャパン札幌ビル7階  
電話番号 | 011-232-2336

### ■中部支店

所在地 | 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2丁目4-1 広小路栄ビルディング8階  
電話番号 | 052-218-6350

### ■近畿支店

所在地 | 〒540-8505 大阪府大阪市中央区城見2-2-53 大阪東京海上日動ビル14階  
電話番号 | 06-6943-7510

### ■九州支店

所在地 | 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神3-9-25 東晴天神ビルディング6階  
電話番号 | 092-714-2285

# 3. 役員 の 状 況

※社名はすべて、現在の社名で表示しております。

(2008年(平成20年)7月1日現在)

役名および職名	氏名 (生年月日)	略 歴		担 当
代表取締役 社長執行役員	こもり のぶあき 小森 伸昭 (昭和44年5月2日生)	平成4年4月 平成12年4月 平成12年7月 平成18年1月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 anicom(動物健康促進クラブ) 理事長 アニコム ホールディングス株式会社 代表取締役社長(現任) アニコム損害保険株式会社 代表取締役社長(現任) <主要な兼職状況> アニコム ホールディングス株式会社 代表取締役社長 アニコム フロンティア株式会社 取締役 アニコム パフェ株式会社 取締役	—
取締役 執行役員	はたこ あきひろ 畑古 明宏 (昭和44年4月25日生)	平成4年4月 平成18年12月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 入社 同社 取締役(現任)	募集活動支援部 営業部
取締役 執行役員	ひらい さとし 平井 聡 (昭和38年9月4日生)	昭和63年4月 平成19年4月 平成19年6月	セゾン自動車火災保険株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 入社 同社 取締役(現任)	経営企画部
取締役 執行役員	ももせ ゆみこ 百瀬 由美子 (昭和42年9月8日生)	平成3年4月 平成12年4月 平成12年7月 平成15年5月 平成17年8月 平成18年1月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 anicom(動物健康促進クラブ) 理事 アニコム ホールディングス株式会社 入社 同社 取締役 同社 常務取締役(現任) アニコム損害保険株式会社 取締役(現任) <主要な兼職状況> アニコム ホールディングス株式会社 常務取締役	人事総務部 業務管理部
執行役員	みやの かんまけ 宮野 堪介 (昭和52年3月3日生)	平成12年7月 平成18年12月	アニコム ホールディングス株式会社 入社 アニコム損害保険株式会社 執行役員(現任)	給付調査部 業務部
執行役員	あんどう けんじ 安藤 顕司 (昭和46年5月14日生)	平成1年9月 平成7年1月 平成15年8月 平成18年1月 平成20年4月	株式会社ティーバード 入社 株式会社プロトコーポレーション 入社 INTAC VISION SINGAPORE PTE LTD 入社 アニコム損害保険株式会社 入社 同社 執行役員(現任)	IT部
執行役員	いとう みきお 伊藤 幹夫 (昭和39年12月9日生)	昭和63年4月 平成17年9月 平成19年8月 平成20年6月 平成20年6月	株式会社りそな銀行 入行 ディップ株式会社 入社 アニコム ホールディングス株式会社 入社 アニコム ホールディングス株式会社 執行役員(現任) アニコム損害保険株式会社 執行役員(現任) <主要な兼職状況> アニコム ホールディングス株式会社 執行役員	コンプライアンス・ リスク管理部

※社名はすべて、現在の社名で表示しております。

役名および職名	氏名 (生年月日)	略歴		担当
執行役員	おおくぼ こうじ 大久保 弘二 (昭和46年5月21日生)	平成6年4月 平成20年1月 平成20年6月 平成20年6月	新日本監査法人 入所 アニコム ホールディングス株式会社 入社 アニコム ホールディングス株式会社 執行役員(現任) アニコム損害保険株式会社 執行役員(現任) <主要な兼職状況> アニコム ホールディングス株式会社 執行役員	財務経理部
常勤監査役	たなか えいじ 田中 榮治 (昭和12年1月30日生)	昭和30年4月 昭和50年8月 昭和62年7月 平成4年6月 平成7年6月 平成12年12月 平成17年3月 平成18年4月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 アメリカ・ラチーナ保険会社 財務取締役 東京海上日動火災保険株式会社 メキシコ首席駐在員 アリアンツ火災海上保険株式会社 取締役経理部長 同社 取締役副社長 ヘルメス・ユーラー・クレジット・サービス株式会社 代表取締役社長 アニコム ホールディングス株式会社 監査役 アニコム損害保険株式会社 常勤監査役(現任)	—
常勤監査役	ふじた しんいちろう 藤田 信一郎 (昭和20年10月30日生)	昭和43年4月 平成18年1月 平成20年6月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 アニコム ホールディングス株式会社 内部監査室長 アニコム損害保険株式会社 常勤監査役(現任)	—
監査役 (社外)	かねこ あきのり 金子 昭紀 (昭和17年9月1日生)	昭和41年4月 平成5年5月 平成12年7月 平成16年4月 平成18年1月 平成19年6月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 東京海上インドネシア保険株式会社 代表取締役社長 スイス・リー・サービス株式会社 代表取締役社長 スイス再保険会社 日本代表 アニコム損害保険株式会社 監査役(現任) アニコム ホールディングス株式会社 監査役(現任) <主要な兼職状況> アニコム ホールディングス株式会社 監査役	—
監査役 (社外)	しおかわ のぶあき 塩川 伸明 (昭和22年8月6日生)	昭和45年4月 平成14年7月 平成18年7月 平成20年4月 平成20年6月	東京海上日動火災保険株式会社 入社 東京海上日動ファシリティーズ株式会社 入社 同社 執行役員兼事務システム部長 日本ルシーダ株式会社 監査役(現任) アニコム損害保険株式会社 監査役(現任)	—

# 4. 従業員の状況

## (1) 従業員の状況(2008年3月31日現在)

人員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
80名	34.0歳	2.6年	6,244千円

(注) 1. 従業員数には、兼務役員、社外への出向者およびパートタイマー等の臨時従業員は含みません。  
2. 勤続年数はアニコムグループ会社等における在籍期間を通算して算出しています。  
3. 平均給与額は基準外給与を含んでいます。

## (2) 採用方針

当社では、オープンで公正な採用を基本方針とし、学歴、年齢、国籍にとらわれず人物本位の採用を行っています。広い視野を持ち、自らの実行力をもって常に成長をし、新しいことを生み出し続けることができる人材の採用を目指しています。

## (3) 社員教育・能力開発

当社では、互いに競いあうことで一人ひとりの能力発揮を促進し、オープンでコミュニケーション豊かな組織作りを目指しています。

### ① ロールプレイングの実践

当社では、あらゆる状況において、ロール(役割)をプレイ(演技)する組織風土を醸成しており、勇気をもって演じることによって自己成長を遂げ、真のプロ人材の育成に努めています。

### ② PDCA/Iサイクル実践の促進・支援

『目標チャレンジシート』を活用して年度目標および四半期ごとの目標を設定し、目標達成に向けての具体的な取り組みの明確化・振り返り・新たな目標設定を繰り返すことにより、マネージャーがメンバーの能力に合わせて教育・フォローアップできる体制を強化しております。また、社内ネットワークを通じて日次のPDCA/Iを共有し、全社員が業務効率の積極的な改善を繰り返すことで量が質に転化し、業務レベルの改革に結びつくよう尽力しています。

### ③ オープンな競教育環境の提供

当社では、競い合い成長する意味をこめて『競教育』と呼び、社内ネットワークを通じて研修情報や個人別の研修履歴を把握できるようなシステムを導入しています。

また、「コンプライアンス」「商品知識」「IT知識」など、業務に必要な基礎知識の理解テストを全社員で定期的実施し、結果を社内掲示板に公開し優秀者の表彰を行うことにより成長する仕組みを築いています。

### ④ 先輩社員制度の導入

当社では、先輩社員が新入社員や若手社員を職場の先輩として配属部門を超えて指導・フォローする、若手育成の制度を導入しています。

## (4) 福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しています。

特別休暇制度、従業員持株会、慶弔見舞金、ペットの慶弔休暇、育児支援手当

## (5) 人権啓発への取り組み

当社では、セクシャルハラスメント等職場での人権問題の解決に向け、社内および社外に相談窓口(ホットライン)を設置し、社員がより働きやすい職場環境を実現するよう努めています。

社内の相談窓口は持株会社であるアニコムホールディングスのコンプライアンス・リスク管理部とし、社外の相談窓口としては、外部の法律事務所と契約し、常時相談できる体制になっています。

# IV

## 業績データ

IV-1 主要な業務に関する事項	
1. 代表的な経営指標	44
2. 直近の5事業年度における主要な業務の 状況を示す指標	45
3. 業務の状況を示す指標	46
IV-2 財産の状況	
1. 計算書類	53
2. リスク管理債権	58
3. 債務者区分に基づいて区分された債権	58
4. ソルベンシー・マージン比率	59
5. 時価情報	60
6. 会計監査および代表者による財務諸表に 関する確認書	62
損害保険用語の解説	63

# 1. 代表的な経営指標

当社は、平成20年4月1日以降に保険責任が開始する契約から引受を開始しており、平成19年度は保険引受事業に関する実績はございません。平成18年度以前は、アニコム インシュアランス プランニング株式会社（準備会社）の数値であり、以降の諸表についても同様です。

	平成18年度	平成19年度	用語説明
正味収入保険料	—	—	ご契約者の皆様から受領した保険料に、保険金支払負担の平均化・分散化をはかるための他の保険会社との再保険契約のやり取りを加減した金額であり、売上規模を示す指標です。
正味損害率	—	—	正味収入保険料に対する正味支払保険金と損害調査費の合計額の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。
正味事業費率	—	—	正味収入保険料に対する保険事業上の経費の割合のことで、正味損害率と同様に、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。この経費には、営業費および一般管理費のうち、保険引受に係る金額および諸手数料が含まれます。
保険引受利益	—	△602百万円	正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費および一般管理費を控除し、その他収支を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。
経常利益	△98百万円	△78百万円	正味収入保険料、利息および配当金収入、有価証券売却益等の経常収益から、正味支払保険金、有価証券売却損、営業費および一般管理費等の経常費用を差し引いたもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。
当期純利益	△209百万円	△90百万円	上記の経常損失に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益、法人税および住民税、法人税等調整額を加減したもので、事業年度に発生した全取引によって生じた損益を示すものです。
ソルベンシー・マージン比率	—	28,819.1%	巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用されており、この数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
総資産額	2,968百万円	4,075百万円	損害保険会社が保有する資産の総額で、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。損害保険会社の資産規模を示すものです。
純資産額	2,871百万円	3,782百万円	上記の総資産額から、責任準備金等の負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示すものです。
その他有価証券評価差額	3百万円	4百万円	保有有価証券等に占める「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額の差額を指します。財務諸表上は、この評価差額から税金相当額を控除した金額を、貸借対照表の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。
リスク管理債権	—	—	貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口に基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに区分されています。
資産自己査定結果における分類額計	—	—	損害保険会社としての資産の健全化をはかるためには、不良債権等について適切な償却・引当等の処理が必要となります。資産自己査定とはこの処理を適切に行うために、保有資産の価値の毀損の危険性等に応じて、自らで保有資産を分類区分することであり、債務者の状況および債権の回収可能性の評価により、資産を回収リスクの低い方からⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類します。このうち、Ⅰ分類は回収の危険性または価値の毀損の可能性において問題のない資産です。Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類は何らかの回収の危険性または価値の毀損の可能性のある資産であり、これらの合計が「分類額計」です。

## 2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
正味収入保険料	—	—	—	—	—
経常収益	—	—	0	17	26
経常利益	—	—	△36	△98	△78
当期純利益	—	—	△36	△209	△90
資本金の額および発行済株式の総数	—	—	3,000 (60,000株)	3,000 (61,740.4株)	3,500 (81,740.4株)
純資産額	—	—	2,963	2,871	3,782
総資産額	—	—	3,004	2,968	4,075
責任準備金残高	—	—	—	—	—
貸付金残高	—	—	—	—	—
有価証券残高	—	—	—	2,283	2,804
ソルベンシー・マージン比率	—%	—%	—%	—%	28,819.1%
配当性向	—	—	—	—	—
従業員数	一名	一名	40名	18名	80名

## 3. 業務の状況を示す指標

### (I) 主要な業務の状況を示す指標

① 正味収入保険料の額および元受正味保険料の額

該当ありません。

② 受再正味保険料の額および支払再保険料の額

該当ありません。

③ 解約返戻金の額

該当ありません。

④ 保険引受利益の額

< 保険引受利益 >

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
保険引受収益	—	—	—
保険引受費用	—	—	—
営業費および一般管理費	—	—	602
その他収支	—	—	—
保険引受利益	—	—	△602

(注) 1. 営業費および一般管理費は、損益計算書における営業費および一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

< 種目別保険引受利益 >

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	—	—	△602
合計	—	—	△602

⑤ 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額

該当ありません。

⑥ 受再正味保険金の額および回収再保険金の額

該当ありません。



## (2) 保険契約に関する指標

### ① 契約者配当

該当ありません。

### ② 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

該当ありません。

### ③ 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

該当ありません。

### ④ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

該当ありません。

### ⑤ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合

該当ありません。

### ⑥ 出再保険料の格付ごとの割合

該当ありません。

### ⑦ 未収再保険金の額

該当ありません。

## (3) 経理に関する指標

### ① 支払備金の額および責任準備金の額

該当ありません。

### ② 責任準備金積立水準

該当ありません。

### ③ 責任準備金の残高の内訳

該当ありません。

### ④ 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

該当ありません。

## ⑤引当金の期末残高および期中の増減額

&lt;平成18年度&gt;

(単位:百万円)

区分	平成17年度末 残高	平成18年度 増加額	平成18年度減少額		平成18年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
賞与引当金	—	0	—	—	0
価格変動準備金	—	—	—	—	—
合計	—	0	—	—	0

&lt;平成19年度&gt;

(単位:百万円)

区分	平成18年度末 残高	平成19年度 増加額	平成19年度減少額		平成19年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
賞与引当金	0	10	0	—	10
価格変動準備金	—	0	—	—	0
合計	0	11	0	—	11

## ⑥貸付金償却の額

該当ありません。

## ⑦資本金等明細表

&lt;平成18年度&gt;

(単位:百万円)

区分	平成17年度末 残高	平成18年度 増加額	平成18年度 減少額	平成18年度末 残高
資本金	3,000	—	—	3,000
うち 既発行株式	普通株式	(60,000株)	(1740.4株)	(61,740.4株)
		3,000	—	3,000
	合計	(60,000株)	(1740.4株)	(61,740.4株)
	3,000	—	—	3,000
資本準備金および その他	(資本準備金)	—	114	—
資本剰余金	株式払込剰余金	—	—	114
	(その他資本剰余金)	—	—	—
	合計	—	114	—
	—	114	—	114
利益準備金および 任意積立金	(利益準備金)	△36	△209	—
	(任意積立金)	—	—	—
	合計	△36	△209	—
	△36	△209	—	△245

<平成19年度>

(単位：百万円)

区分		平成18年度末 残高	平成19年度 増加額	平成19年度 減少額	平成19年度末 残高
資本金		3,000	500	—	3,500
うち 既発行株式	普通株式	(61,740.4株) 3,000	(20,000株) 500	—	(81,740.4株) 3,500
	合計	(61,740.4株) 3,000	(20,000株) 500	—	(81,740.4株) 3,500
資本準備金および その他 資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	114	500	—	614
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—
	合計	114	500	—	614
利益準備金および 任意積立金	(利益準備金)	△245	△90	—	△336
	(任意積立金)	—	—	—	—
	合計	△245	△90	—	△336

⑧ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

該当ありません。

⑨ 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

該当ありません。

⑩ 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

該当ありません。

⑪ 事業費（含む損害調査費）

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
人件費	19	5	143
物件費	0	83	440
税金	14	24	19
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金	—	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金	—	—	0
諸手数料および集金費	—	—	—
合計	34	113	602

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用方針

当社の資産運用は、将来の保険金支払いに備えるため、安定的な資産運用収益の確保に努めており、「安全性」「流動性」「収益性」「公共性」を総合的に判断し、リスク管理に十分留意した運用を実施しております。

また、健全な財務基盤の維持と純資産価値の拡大とともに、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、特に保険事業とのシナジーが動きやすい分野を中心に多様な機会創出をするという哲学のもと、分散投資を行ってまいります。

②資産運用リスク管理の体制

当社では、運用フロント業務を経営企画部、運用事務を財務経理部、リスク管理をコンプライアンス・リスク管理部が担当するという役割分担のもと、不測の事態が生じないよう、定性・定量の両面から市場リスク・信用リスクを把握し、適切なリスク管理に取り組んでおります。

③資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	平成17年度末		平成18年度末		平成19年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
預貯金	2,878	95.80	244	8.22	89	2.20
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	2,283	76.91	2,804	68.80
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	1	0.05	16	0.54	13	0.33
運用資産計	2,879	95.84	2,543	85.68	2,907	71.34
総資産	3,004	100.00	2,968	100.00	4,075	100.00

④利息配当収入の額および運用利回り

(単位：百万円)

区分	平成17年度末		平成18年度末		平成19年度末	
		利回り%		利回り%		利回り%
預貯金	0	0.00	0	0.00	0	0.03
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	16	0.92	25	0.96
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	—	—	—	—
小計	0	0.00	16	0.92	25	0.93
その他	—	—	—	—	—	—
合計	0	—	16	—	25	—

⑤海外投融資残高および海外投融資利回り

該当ありません。

⑥商品有価証券の平均残高および売買高

該当ありません。

⑦保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	平成17年度末		平成18年度末		平成19年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
国債	—	—	299	13.12	1,007	35.94
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	1,983	86.88	1,496	53.36
株式	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	300	10.70
合計	—	—	2,283	100.00	2,804	100.00

⑧保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
公社債	—	0.92	0.98
株式	—	—	—
外国証券	—	—	—
その他の証券	—	—	0.34
合計	—	0.92	0.96

⑨有価証券の種類別の残存期間別残高

<平成18年度>

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない もの含む)	合計
国債	299	—	—	—	—	—	299
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	500	990	492	—	—	—	1,983
株式	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
合計	799	990	492	—	—	—	2,283

<平成19年度>

(単位：百万円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない もの含む)	合計
国債	—	—	1,007	—	—	—	1,007
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	997	498	—	—	—	—	1,496
株式	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	300	300
合計	997	498	1,007	—	—	300	2,804

## ⑩業種別保有株式の額

該当ありません。

## ⑪貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

## ⑫担保別貸付金残高

該当ありません。

## ⑬使途別の貸付金残高および構成比

該当ありません。

## ⑭業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

## ⑮規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

## ⑯有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分		平成18年度末	平成19年度末
土地		—	—
	営業用	—	—
	賃貸用	—	—
建物		16	13
	営業用	16	13
	賃貸用	—	—
建設仮勘定		—	—
	営業用	—	—
	賃貸用	—	—
不動産計		16	13
	営業用	16	13
	賃貸用	—	—
動産		22	23
合計		38	37

## (5) 特別勘定に関する指標

## ①特別勘定資産残高

該当ありません。

## ②特別勘定資産

該当ありません。

## ③特別勘定運用収支

該当ありません。

# 1. 計算書類

## (I) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成18年度 (平成19年3月31日現在)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)
(資産の部)		
現金および預貯金	244	89
現金	—	0
預貯金	244	89
有価証券	2,283	2,804
国債	299	1,007
社債	1,983	1,496
その他の証券	—	300
有形固定資産	38	37
建物附属設備	16	13
その他の有形固定資産	22	23
無形固定資産	19	37
ソフトウェア	4	37
ソフトウェア仮勘定	14	—
その他資産	383	1,106
未収金	28	15
未収収益	1	1
仮払金	5	13
保険業法第113条繰延資産	—	528
創立費	7	4
開業費	340	539
その他の資産	1	3
資産の部合計	2,968	4,075

科目	平成18年度 (平成19年3月31日現在)	平成19年度 (平成20年3月31日現在)
(負債の部)		
その他負債	95	279
未払法人税等	5	3
預り金	10	7
未払金	79	252
仮受金	—	16
賞与引当金	0	10
特別法上の準備金	—	0
価格変動準備金	(—)	(0)
繰延税金負債	2	2
負債の部合計	97	293
(純資産の部)		
資本金	3,000	3,500
資本剰余金	114	614
資本準備金	114	614
利益剰余金	△245	△336
その他利益剰余金	△245	△336
(繰越利益剰余金)	△245	△336
株主資本合計	2,868	3,777
その他有価証券評価差額金	3	4
評価・換算差額等合計	3	4
純資産の部合計	2,871	3,782
負債および純資産の部合計	2,968	4,075

### (平成19年度貸借対照表の注記)

- 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
  - 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。
  - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。  
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。
  - その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。  
(会計方針の変更)  
法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う経常損失および税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

### (追加情報)

- 法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却することとしました。なお、この変更に伴う経常損失および税引前当期純損失に与える影響はありません。
- 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、すべての債権については、資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

4. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
5. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
6. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、諸手数料および集金費、営業費および一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(会計方針の変更)

消費税等の会計処理は、従来、税抜方式によっておりましたが、保険会社の免許取得に伴い、当事業年度より税込方式に変更しております。なお、この変更に伴う経常損失および税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

8. 保険業法第113条繰延資産は、同法の規定に基づき、その計上の翌事業年度から会社の成立後10年までの間に均等償却することとしております。
9. 創立費は、旧商法施行規則の規定に基づき会社の成立後5年間で均等額を償却しております。
10. 開業費は、5年間で償却しております。
11. 当社の計算書類は、従来「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)に基づき表示しておりましたが、保険会社の免許取得に伴い、当事業年度から同規則第146条の規定に基づき、「保険業法施行規則」(平成8年2月29日大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。なお、この変更に伴う純資産の部に与える影響はありません。

12. 有形固定資産の減価償却累計額は15百万円であります。
13. 関係会社に対する金銭債権の総額は11百万円、金銭債務の総額は95百万円であります。
14. 繰延税金資産の総額は383百万円、繰延税金負債の総額は385百万円であります。

なお、繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

(1) 繰延税金資産

一括償却資産償却限度額超過	9百万円
税務上繰延資産償却限度額超過	5百万円
賞与引当金繰入限度額超過	3百万円
価格変動準備金	0百万円
税務上の繰越欠損金	482百万円
繰延税金資産小計	502百万円
評価性引当金	△118百万円
繰延税金資産合計	383百万円
繰延税金負債との相殺	△383百万円
繰延税金資産の純額	1百万円

(2) 繰延税金負債

保険業法第113条繰延資産認容	△191百万円
開業費認容	△191百万円
その他有価証券評価差額金	△2百万円
繰延税金負債合計	△385百万円
繰延税金資産との相殺	383百万円
繰延税金負債の純額	△2百万円

15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引の注記については、リース取引の重要性が乏しいため記載を省略しております。
16. 1株当たりの純資産額は46,271円96銭であります。  
なお、算定上の基礎である当期末純資産は3,782百万円、純資産の部の合計額から控除する金額はなく、普通株式の期末株式数は81,740.4株であります。
17. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産または損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。



## (2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
経常収益	17	26
保険引受収益	—	—
資産運用収益	16	25
利息および配当金収入	16	25
有価証券売却益	—	0
その他経常収益	0	0
経常費用	116	104
保険引受費用	—	—
資産運用費用	—	0
その他運用費用	—	0
営業費および一般管理費	113	602
その他経常費用	2	30
創立費償却額	2	2
開業費償却額	—	28
保険業法第113条繰延資産繰延額	—	△528
経常損失	98	78
特別損失	109	8
固定資産処分損	109	7
特別法上の準備金繰入額	—	0
価格変動準備金	(—)	(0)
税引前当期純損失	208	86
法人税および住民税	0	3
当期純損失	209	90

### (平成19年度損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による費用の総額は147百万円であります。

2. 利息および配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	25百万円
計	25百万円

3. 1株当たりの当期純損失は1,270円19銭であります。

なお、算定上の基礎である当期純損失は90百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は71,139株であります。

4. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

5. 関連当事者との取引は次のとおりであります。

親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	アニコム インター ナショナル株式会社(※)	(被所有) 100%	役員の兼務4名 経営指導	経営指導料	145	未払金	73

(注) 取引金額は税込みで表示しております。

(※) 現アニコム ホールディングス株式会社

取引条件および取引条件の決定方針等

当社が委託する経営指導および業務支援内容を勘案した上で、役員の従事割合等による経営指導および業務支援契約金額を決定しております。

6. 当社の計算書類は、従来「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)に基づき表示しておりましたが、保険会社の免許取得に伴い、当事業年度から同規則第146条の規定に基づき、「保険業法施行規則」(平成8年2月29日大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。なお、この変更に伴う経常損失および当期純損失に与える影響はありません。
7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	平成19年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益(△は当期純損失)	△208	△86
減価償却費	8	10
賞与引当金の増加額	0	10
価格変動準備金の増加額	—	0
利息および配当金収入	△16	△25
有形固定資産関係損益	109	7
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額	△267	△731
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額	48	194
小計	△324	△620
利息および配当金の受取額	7	17
法人税等の支払額	3	△6
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△313</b>	<b>△609</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
預貯金の純増加額	2,500	—
有価証券の取得による支出	△3,068	△2,707
有価証券の売却・償還による収入	798	2,197
II①小計	230	△509
(I + II①)	△83	△1,119
有形固定資産の取得による支出	△164	△35
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>65</b>	<b>△544</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
吸収分割による資本準備金の増加	114	—
株式の発行による収入	—	1,000
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>114</b>	<b>1,000</b>
<b>IV 現金および現金同等物 増加額</b>	<b>△133</b>	<b>△154</b>
<b>V 現金および現金同等物 期首残高</b>	<b>378</b>	<b>244</b>
<b>VI 現金および現金同等物 期末残高</b>	<b>244</b>	<b>89</b>

#### (平成19年度キャッシュ・フロー計算書の注記)

- 現金および現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  
(平成20年3月31日現在)  
現金および預貯金 89百万円  
現金および現金同等物 89百万円
- 重要な非資金取引の内容  
非資金取引について記載すべき重要なものはありません。
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## (4) 株主資本等変動計算書

<平成18年度>

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
前事業年度末残高	3,000	—	—	△36	△36	2,963	—	—	2,963
当事業年度変動額									
新株の発行	—	114	114	—	—	114	—	—	114
当期純利益	—	—	—	△209	△209	△209	—	—	△209
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	3	3	3
当事業年度変動額合計	—	114	114	△209	△209	△95	3	3	△91
当事業年度末残高	3,000	114	114	△245	△245	2,868	3	3	2,871

(株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類および総数

(単位：株)

種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	60,000	1,740.4	—	61,740.4

(注) 増加は親会社を引受先とする新株の発行によるものであります。

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

<平成19年度>

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
前事業年度末残高	3,000	114	114	△245	△245	2,868	3	3	2,871
当事業年度変動額									
新株の発行	500	500	500	—	—	1,000	—	—	1,000
当期純利益	—	—	—	△90	△90	△90	—	—	△90
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	1	1	1
当事業年度変動額合計	500	500	500	△90	△90	909	1	1	911
当事業年度末残高	3,500	614	614	△336	△336	3,777	4	4	3,782

(株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類および総数

(単位：株)

種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	61,740.4	20,000	—	81,740.4

(注) 増加は親会社を引受先とする新株の発行によるものであります。

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 2. リスク管理債権

**(1) 破綻先債権**

該当ありません。

**(4) 貸付条件緩和債権**

該当ありません。

**(2) 延滞債権**

該当ありません。

**(5) リスク管理債権の合計額**

該当ありません。

**(3) 3ヶ月以上延滞債権**

該当ありません。

## 3. 債務者区分に基づいて区分された債権

**(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権**

該当ありません。

**(3) 要管理債権**

該当ありません。

**(2) 危険債権**

該当ありません。

**(4) 正常債権**

該当ありません。

## 4. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	平成18年度末	平成19年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	—	2,711
資本金等（純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を控除した額）	—	2,704
価格変動準備金	—	0
危険準備金	—	—
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）×90%	—	6
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) リスクの合計額	—	18
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$		
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	—	—
第三分野保険の保険リスク (R <sub>2</sub> )	—	—
予定利率リスク (R <sub>3</sub> )	—	—
資産運用リスク (R <sub>4</sub> )	—	18
経営管理リスク (R <sub>5</sub> )	—	0
巨大災害リスク (R <sub>6</sub> )	—	—
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	—	28,819.1%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

### 【ソルベンシー・マージン比率】

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ① 保険引受上の危険（一般保険リスク・第三分野保険の保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
  - ② 予定利率上の危険（予定利率リスク）：実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
  - ③ 資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
  - ④ 経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
  - ⑤ 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み損益等の総額であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標の一つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

## 5. 時価情報

### (I) 有価証券

#### ① 売買目的有価証券

該当ありません。

#### ② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分		平成18年度末			平成19年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	—	—	—	1,007	1,021	13
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	299	299	0	—	—	—
合計		299	299	0	1,007	1,021	13

#### ③ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分		平成18年度末			平成19年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	1,978	1,983	5	1,488	1,496	7
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	1,978	1,983	5	1,488	1,496	7
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	—	—	—	—	—	—
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計	1,978	1,983	5	1,488	1,496	7	

#### ④ 時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

##### (a) 満期保有目的の債券

該当ありません。

##### (b) その他有価証券

(単位：百万円)

種類	平成18年度末	平成19年度末
その他	—	300

## (2) 金銭の信託

該当ありません。

## (3) デリバティブ取引

該当ありません。

## (4) 保険業法に規定する金融等のデリバティブ取引

該当ありません。

## (5) 先物外国為替取引

該当ありません。

## (6) 有価証券関連デリバティブ取引

該当ありません。

## (7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、 外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当ありません。

## 6. 会計監査および代表者による財務諸表に関する確認書

### (1) 会計監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書およびその附属明細書について、あらた監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

### (2) 財務諸表の適正性および財務諸表等作成に関する内部監査の有効性の確認

当社代表者は、財務諸表等についての適正性および財務諸表等作成にかかる内部管理体制の有効性について、以下のとおり確認しています。

#### 確 認 書

アニコム損害保険株式会社  
代表取締役社長 小森 伸昭

私は、当社の2007年4月1日から2008年3月31日までの第3期事業年度にかかる財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適正に表示していることを確認いたしました。

また、当該確認を行うにあたり、下記のとおり、財務諸表等を適正に作成する内部管理体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。

#### 記

1. 財務諸表の作成にあたって、その業務分担、所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する体制を整備しております。
2. すべての部署から独立した内部監査部門により、所属部門における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
3. 当社の重要な経営情報や業務執行状況については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上



# 損害保険用語の解説

## ■か行

### 【価格変動準備金】

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。

### 【過失相殺】

損害賠償額の算出にあたり、損害の発生について被害者にも過失が認められる場合に、損害額から被害者側の過失に相当する部分を減額することをいいます。

### 【契約の解除】

保険契約者または保険会社の意思により契約を消滅させることを、解除といいます。具体的には、保険契約者からの申し出による解除（いわゆる解約のことです）、告知義務・通知義務違反による保険会社からの解除などがあります。

### 【契約の失効】

すでに有効に成立している契約が、将来に向かって効力を失うことを、失効といいます。具体的には、保険の対象であるペットが死亡した場合に、その保険契約は失効となります。

### 【告知義務】

保険契約者は保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出ていただくこと、および重要な事項について事実と反することを申し出てはならないという義務をいいます。

## ■さ行

### 【再保険】

保険会社が引き受けた元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分について別の保険会社に保険を付すことです。再保険することを出再保険、再保険を引き受けることを受再保険といいます。

### 【再保険料】

再保険に際して支払われる保険料のことをいいます。

### 【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害調査費、営業費および一般管理費、諸手数料および集金費を総称したものです。

### 【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことです。

### 【重複保険】

同一の被保険利益（保険の対象）について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

### 【責任準備金】

将来の保険金支払いなどの保険契約上保険会社が負う債務に対して、あらかじめ保険会社が積み立てる準備金のことです。

### 【ソルベンシー・マージン比率】

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生等通常の予想を超える危険が発生した場合でも、十分な保険金支払能力を保持しておく必要があります。

このように、通常の予測を超えたりリスクに対応する余力を示した指標を「ソルベンシー・マージン比率」といいます。

### 【損害保険契約者保護機構】

引受保険会社が破綻した場合に保険金等を補償する仕組みで、すべての損害保険会社が加入しています。

### 【損害率】

支払保険金の収入保険料に対する比率をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

## ■た行

### 【大数の法則】

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくとということであり、これを大数の法則といいます。個人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

### 【通知義務】

保険を契約した後、保険の対象を譲渡するなど契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者に保険会社へ連絡していただく義務をいいます。

## ■は行

### 【被保険者】

保険の補償を受けられる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあれば、別人のこともあります。

### 【被保険利益】

あるものに偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とあるものとの間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金をお支払いすることを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

### 【保険期間】

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間です。この期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料の払い込み以前に

生じた損害は、原則として保険金のお支払いの対象となりません。

#### 【保険金】

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

#### 【保険金額】

ご契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められています。

#### 【保険契約者】

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

#### 【保険契約準備金】

保険会社が保険契約に基づく責任を遂行するために積み立てる準備金で、前述の支払準備金および責任準備金があります。

#### 【保険事故】

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。

#### 【保険の対象（保険の目的）】

保険を付ける対象のことをいいます。ペット保険ではペットがこれにあたります。

#### 【保険引受利益】

損害保険の引受によって得られる利益をいいます。「保険引受収益」から「保険引受費用」と「保険引受に係る営業費および一般管理費」を減じ、「その他収支」を加えて算出されます。

#### 【保険約款】

保険契約の内容を定めたものです。保険約款は保険契約に共通の契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補足・修正する特別約款（特約条項）から構成されます。

#### 【保険料即収の原則】

契約の締結と同時に保険会社が保険料の全額を領収しなければならないという原則のことです。

## ■ま行

#### 【免責】

保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険金支払いの義務を負いますが、保険約款に定められた特定の事項についてはその義務を免れることになっています。例えば、保険契約者等の故意による事故、地震、噴火、津波等による事故などがあります。

#### 【免責金額】

保険契約者の保険料負担の軽減を目的として、小損害を自己負担にするために設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、通常、免責金額を控除した金額が支払われます。

#### 【元受保険料】

保険会社が元受保険契約に基づき保険契約者から受け取る保険料のことです。



ペットはいません。家族ならいですが。

ディスクロージャー誌  
アニコム損害保険の現状 2008  
2008年7月発行

---

アニコム損害保険株式会社 経営企画部  
〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22 アリミノビル2F  
03-5348-3777 <http://www.anicom-sompo.co.jp/>

